予算決算委員会文教厚生分科会　会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日　時　令和４年９月２１日（水）
　　午前１０時００分開会、午後４時４５分閉会
場　所　第１委員会室

１　開　　会
２　委員長挨拶
３　協議事項
（１）付託された議案の審査
①認定第１号　令和３年度土浦市歳入歳出決算の認定について～一般会計歳出中第３款（民生費）ただし第１項（社会福祉費）中第７目（消費者行政費）を除く、第４款（衛生費）中第１項（保健衛生費）、第９款（教育費）、第１１款（災害復旧費）中第２項（厚生関係災害復旧費）、特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）、実質収支に関する調書（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）
４　閉　会

出席委員（７名）

委員長	下村　壽郎
副委員長	奥谷　崇
委　員	目黒　英一
委　員	矢口　勝雄
委　員	塚原　圭二
委　員	鈴木　一彦
委　員	福田　一夫

欠席委員（１名）

委　員	田子　優奈

説明のため出席した者（２２名）

教育部長	望月　亮一
教育総務課長	塚本　富美代
学務課長	田中　裕之
学校給食センター所長	寺崎　敏彦
生涯学習課長	佐賀　憲一
図書館長	武藤　知子
文化振興課長	中澤　達也
博物館副館長	木塚　久仁子
スポーツ振興課	大橋　博

指導課長	田上　秀之
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	堀部　猛
保健福祉部長	塚本　哲生
社会福祉課長	福原　守
障害福祉課長	小池　政幸
高齢福祉課長	塚本　浩幸
国保年金課長	刈山　和幸
健康増進課長	水田　和広
こども未来部長	加藤　史子
こども政策課長	菊田　宏巳
こども包括支援課長	佐藤　千加子
保育課長	野中　佑起男
会計課長	五來　顕

事務局職員出席者

主　幹　　鈴木　優大

傍聴者（なし）

○下村委員長　予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。本日は、コロナ対策のため関連部署以外は第３委員会室に待機しておりますので、途中入れ替えを行います。御了承ください。本日の欠席委員は田子委員です。委員の皆さんにまず先にお願いをいたします。本日は決算の審査となります。決算書に記載の事業や金額等への質問になるようお願いします。また、審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする時に意見として入れてくださいというようなことを先でも後でもいいですが、お願いいたします。それでは、協議事項審査に入ります。３款民生費、１項社会福祉費から説明をお願いします。

○福原社会福祉課長　決算書の１６０、１６１ページをお願いいたします。３款民生費でございますが、民生費全体の執行率は９１．８％、１項社会福祉費の執行率は９０．５％となっております。それでは、１目社会福祉総務費から順次御説明させていただきます。社会福祉総務費につきましては、福祉関係職員の人件費、社会福祉センター、新治総合福祉センターの指定管理者指定管理料、社会福祉協議会への補助金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金等が主なもので、執行率は９６．７％でございます。１６０ページの補正額につきましては、主に新治総合福祉センター浴槽改修工事費及び特別会計繰出金等を増額補正したものでございます。１６１ページにお戻りください。２節給料から４節共済費につきましては、福祉関係職員４２人分の

人件費でございます。１０節需用費、修繕料につきましては、新治総合福祉センターの屋外健康器具等の修繕費用でございます。１２節委託料につきましては、備考欄１、２番目、社会福祉センター、新治総合福祉センターの指定管理者指定管理、備考欄３番目、団体で福祉事業を目的に利用することができる福祉バス運営委託料及び備考欄６番目、７番目の地域共生社会の実現に向けて、土浦型地域包括ケアシステムでございます、ふれあいネットワークを拡充して取り組みます地域力強化推進事業、多職種多機能の相談支援体制を構築する多機関の協働による包括的支援体制構築事業を土浦市社会福祉協議会に委託して実施しております。１３節使用料及び賃借料の自動車借上料、施設使用料につきましては、行旅死亡人等の遺体搬送のための霊柩車借上料と市営斎場使用料等でございます。１４節工事請負費につきましては、備考欄記載の新治総合福祉センター浴場の改修工事費用及び総合福祉会館並びに新治総合福祉センターのトイレ改修工事費用でございます。１６３ページをお願いいたします。１８節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、土浦市遺族会運営事業補助金は、茨城県遺族会連合会の支部として、恒久平和の実現を図るための啓発活動に対する運営補助金でございます。次の、民生委員協議会運営補助金は土浦市民生委員、児童委員協議会連合会へ、その下の社会福祉協議会補助金は、土浦市社会福祉協議会職員２４人、再雇用職員２人、嘱託職員４人分の人件費及び各種福祉事業経費に対する補助金となります。１９節扶助費につきましては、土浦市災害見舞金等支給条例に基づき、火災、風水害等の災害を受けた方に対する見舞金でございます。内訳でございますが、全焼７件、入院１件、死亡１件分の見舞金となります。２２節償還金利子及び割引料につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の過大交付分を国、県へ返還するもので、詳細につきましては、国民健康保険特別会計で御説明いたします。２４節積立金につきましては、寄付金及び銀行利子を社会福祉事業基金に積み立てたものでございます。２７節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計ほか２会計への繰出金でございます。１目の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○刈山国保年金課長　２目国民年金事務費について、御説明いたします。資料は１６２ページ下段から１６５ページ上段となります。国民年金事務費は、国からの法定受託事務等に係る経常的な経費で、人件費が主なものでございます。執行率は９８．１％、決算額は前年度比で１８４万９，８４９円、５．０％の増となっております。増額となった主な理由は、人事異動に伴う職員構成の変更等による人件費の増によるもので、１２月議会で増額補正を行っております。２目の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小池障害福祉課長　１６４、１６５ページをお願いいたします。３目障害福祉費でございます。障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスや各種福祉手当等の費用が主なものでございます。執行率は９８．０％となっております。補正予算額

につきましては、主に障害福祉サービスの利用増に伴う扶助費の増額補正と令和２年度分の国庫負担金等の額の確定に伴う返還金について、増額補正を行ったものでございます。それでは、歳出の主なものについて説明いたします。１節報酬につきましては、障害者介護認定審査会委員１０名、手話通訳者１名、会計年度任用職員２名分の報酬でございます。７節報償費につきましては、こころの相談実施に係る精神科医師１名、身体知的障害者相談員５名、土浦市自立支援協議会委員１３名、ゲートキーパー養成研修等講師謝礼などが主なものでございます。１１節役務費につきましては、自立支援給付費支払事務手数料等が主なものでございます。１２節委託料につきましては、障害者総合支援法に基づく生活介護事業を実施する、障害者自立支援センターの指定管理者指定管理料ほか１２件の委託料で、主に、障害福祉サービスの提供に係るものとなっております。なお、不用額の主な理由としましては、一番上に記載の障害者自立支援センター指定管理者指定管理料等の委託先が土浦市社会福祉協議会のもの、全部で６件ございますが、年度末に人件費等の実績に応じた精算を行い、減額の変更契約を行ったことによるものでございます。１６６、１６７ページをお願いします。１７節備品購入費につきましては、障害者自立支援センター内で使用する車椅子用体重計を購入したものでございます。１８節負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、障害者交流キャンプが中止となったことから、随行者の参加負担金と社会福祉協議会への事業補助金が不用額となっております。１９節扶助費につきましては、各種福祉手当や障害福祉サービスに係る給付費などが主なものでございます。前年度対比で８．３％増となっております。増加の理由としましては、備考欄下から５番目の訓練等給付費、その下の障害児給付費の利用人数や利用回数等の増加が主な要因となっております。１６８、１６９ページをお願いします。２２節償還金利子及び割引料につきましては、令和２年度分の国庫負担金等が、給付実績に基づき、額が確定したことに伴う返還金でございます。つづいて、４目つくしの家管理運営費でございます。補正予算額につきましては、正職員の人件費について減額しております。執行率は９５．４％となっております。歳出の主なものについて説明いたします。１節報酬につきましては、嘱託医１名及び会計年度任用職員１３名分の報酬でございます。７節報償費につきましては、歯科健診時の歯科医師及び歯科衛生士への謝礼でございます。８節旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当相当分の交通費でございます。１０節需用費のうち修繕料につきましては、建物定期点検を受けた際に設備の不具合の報告を受けたことに伴う非常灯修繕と公用車の自損事故に伴う車両修繕を行いました。当初予算が不足したため、節内流用により対応いたしました。１２節委託料につきましては、備考欄記載のとおり、施設の維持管理に係る定例的業務委託８件でございます。１７０、１７１ページをお願いします。１８節負担金補助及び交付金につきましては、茨城県社会福祉協議会など、各種協議会加盟負担金及び研修会参加費でございます。なお、不用額につい

ては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、障害者交流キャンプ及び出席予定であった研修会が中止になったことによるものでございます。説明は以上です。

○下村委員長　ここまでで委員の皆さん質問等はありますか。

○塚原委員　１６５ページの障害者福祉費の委託料のところで、手話奉仕員養成等事業委託料、これは何人ぐらい養成をされているのかと、その下の日中一時支援事業委託料の説明をお願いします。

○小池障害福祉課長　令和３年度手話奉仕養成事業ですが、入門編と基礎課程の二つのコースがございます。入門過程の方が受講生１１名、基礎課程の方が９名ということになっております。これが３年度の実績です。それと、日中一時支援のほうですが、こちらは、放課後等デイサービスの時間外対応というふうに思っていただければと思います。

○福田委員　障害者の介護認定のお話がありましたが、高齢者の介護認定とはどういうふうに違うのですか。

○小池障害福祉課長　障害のサービスを使う上で区分がありまして、障害の程度によって１から６までありまして、それを判定するのですが、その度合によってサービスの量や使える使えないなどを判定するために必要な区分をとる審査会となっております。

○目黒委員　１６７ページのリフトタクシー運行費補助金の全体的な説明をいただけたらと思います。

○小池障害福祉課長　リフトタクシーの運行補助ですが、重度身体障害者の利便性を図るために、リフト付きの車両を運行しているタクシー会社さんに車検代、整備費の一部を助成する事業でございます。

○目黒委員　利用される方は、令和３年で何人いらっしゃいましたか。

○小池障害福祉課長　令和３年度、リフトタクシーを助成を受けて実施しているタクシー会社は、令和３年度で１件だけとなっております。稼働日数としては、年間５０日、回数は９３回ということなので、ほぼ往復という感じだと思います。利用人数は、延べ１５４名でございます。

○矢口委員　昨日の１０施設配置方針の御説明をいただきました。その中で、つくし作業所の件がありました。決算書の中でつくし作業所という項目はないのですが、４目つくしの家運営管理費の中に含まれているという解釈でよろしいですか。

○小池障害福祉課長　つくし作業所というのは、つくしの家の分場という形で、つくしの家の一部です。

○矢口委員　４目つくしの家管理費の中で特に区分けされていないということでよろしいですか。

○小池障害福祉課長　そのとおりでございます。

○矢口委員　つくし作業所がつくしの家の移転集約を図るとなった時に、どの程度費用の面で節約できるのでしょうか。

○小池障害福祉課長　規模が小さくなりますので、その分の人件費は削減になると思われます。

○矢口委員　答えにくい質問だったと思うのですが、人件費分と建物の維持管理費が減るという理解でよろしいですか。

○小池障害福祉課長　そういうことでよろしいかと思います。

○下村委員長　ただ今の答弁に戸惑うことがあるのだけれども、サービスを続けていく上で人数が変わらなければ、作業所に入る方の人件費は、職員の方が兼務することになると。人件費は減るけれども、兼務しなければ、人件費はそのままになると感じるので、その辺については、御検討いただかないと駄目だろうと思います。もう一つ、固定資産税のことですが、建物を解体すれば、固定資産税が減ったり、光熱費が減ったり、そういうことだろうと思うのです。その辺よく御検討いただいたほうがよろしいかと感じます。ほかになければ、次に進めたいと思います。つぎに、５目老人福祉費から６目医療福祉費、８目後期高齢者医療給付費についてお願いします。

○塚本高齢福祉課長　決算書の１７０、１７１ページをお願いいたします。５目老人福祉費でございます。高齢者福祉サービスや高齢者の生きがいづくり、老人福祉センターの管理運営など、高齢者福祉に要する費用となります。執行率につきましては、８７．３％でございます。補正予算につきましては、３月議会での社会福祉法人等負担助成費並びに居宅介護サービス利用者負担額助成費の扶助費の増額補正２件でございます。継続費及び繰越事業費繰越額につきましては、令和２年度に予算措置をしたものの、年度内に執行できず、令和３年度に繰越ししたものが４件、６，６８５万５，２００円ございました。それでは、歳出の主なものにつきまして、御説明させていただきます。１節報酬は、高齢福祉課の会計年度任用職員１名分の報酬です。７節報償費につきましては、金婚をたたえる集いに出席された、７４組に対する記念品や１００歳を迎えられた方への祝金、会議出席委員への謝礼でございます。１０節需用費の消耗品費及び食糧費につきましては、金婚をたたえる集い等に係る経費でございます。また、修繕料につきましては、老人福祉センターやふれあいセンターながみねの施設、設備等の修繕に係る経費です。１２節委託料です。委託料の備考欄中ほどに記載のとおり、老人福祉センター湖畔荘ううらのほか、１７２、１７３ページになりますが、備考欄一番上、老人福祉センターつわぶき、ふれあいセンターながみねの指定管理者指定管理料などが主なものとなります。１３節使用料及び賃借料につきましては、概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象にした、緊急通報システム機器の借上げ料や金婚をたたえる集いの会場使用料でございます。１４節工事請負費につきましては、ふれあいセンターながみねの機械室改修工事、エアコン更新工事のほか、老人福祉センター湖畔荘及びつわぶきのトイレ洋式化と蛇口の交換工事でございます。なお、ながみねのエアコン更新工事、湖畔荘及びつわぶきのトイレ洋式化と蛇口の交換工事は、令和２年度の予算を繰越して執行した

ものでございます。また、繰越明許費につきましては、老人福祉センターうららのエアコン更新工事につきまして、年度内に工事が終了できないことから、令和４年度に繰越したものでございます。１８節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、高齢者クラブ、シルバー人材センター、社会福祉協議会等への補助金のほか、小規模多機能型居宅介護事業所整備事業に対する補助金がございます。この小規模多機能型居宅介護事業所整備事業補助金につきましては、令和２年度に県に対し交付申請をしたものでありますが、工事の遅れに伴い、年度内に執行できなくなったことから、令和３年度に繰越し、執行したものであります。１９節扶助費につきましては、１７４、１７５ページをお願いします。備考欄の上から２項目目になります。寝たきり老人等福祉手当、その３項目下になります養護老人ホームへの入所者３名分の措置費、さらに、３項目下になりますが、低所得者が居宅介護サービスを利用した際に、自己負担額の２分の１を助成する居宅介護サービス利用者負担額助成費、そして、一番下、のりあいタクシー利用者の年会費を助成する、高齢者移送サービス利用助成費などが主なものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○刈山国保年金課長　６目医療福祉費について、御説明いたします。小児、ひとり親家庭、妊産婦、重度心身障害者等に対する医療福祉費支給制度、通称マル福に係る経費でございます。執行率は９０．７％、決算額は前年度比較でプラス８，５６１万１７３円、９．７％の増となっております。令和３年度受給対象者数は２万４，７３２人、前年度比でマイナス４８２人、１．９％の減となっております。受給対象者は減となっておりますが、前年度比、増額となった主な要因といたしましては、小児のマル福について、令和２年１０月診療分より、市単独による助成対象を高校生相当年齢の外来まで拡大するとともに、所得制限を撤廃いたしました。令和２年度は半年分の影響でございましたが、令和３年度は１年分となりますので、その分増加しております。１節報酬から８節旅費までは、マル福を担当する会計年度任用職員４名に係る人件費でございます。１１節役務費は、県国保連合会と社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬明細書、レセプトの審査手数料でございます。１２節委託料は、医療福祉費連名簿データ提供委託料で、県内市町村が県国保連合会に委託しているマル福の審査支払事務に係る共同電算処理経費でございます。１９節扶助費は、マル福により医療費の自己負担分を助成するもので、県と市で２分の１ずつ負担する県制度のマル福と市で全額を負担する市単独分のマル福があり、備考欄記載の区分により助成しているものでございます。６目の説明は以上でございます。つづきまして、１７６ページ、１７７ページをお願いいたします。８目後期高齢者医療給付費でございます。後期高齢者医療給付費は、後期高齢者医療制度を運営する茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。執行率は９９．６％、決算額は前年度比でプラス２，３０５万３，９０２円、１．６％の増となっております。１８節負担金補助及び交付金でございます。備考欄１行目に記載の後期高齢者

医療広域連合市町村負担金は、広域連合の人件費や事務経費等に対する負担金、また、その下の後期高齢者医療給付費市町村負担金は、医療給付費に係る負担金でございます。なお、前者につきましては、年度当初、予算に不足が見込まれたことから、６目医療福祉費、１９節扶助費より流用しております。８目の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福原社会福祉課長　つづきまして、９目生活困窮者自立支援事業費でございます。本事業は、平成２７年４月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者に対して生活保護に至る前の段階から支援を行い、自立の促進を図る事業と新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮し、特例貸付を利用できない世帯へ就労による自立を図るための支援金を給付する生活困窮者自立支援金事業で、執行率は３４．５％でございます。なお、執行率低下の原因は、生活困窮者自立支援金事業において、当初見込んでおりました、申請者数１，５００世帯を大幅に割り込む申請者数３００世帯となったことが主な原因でございます。補正予算額につきましては、令和３年７月より実施いたしました、生活困窮者自立支援金支給事業実施に伴う事業費と国庫負担金、補助金の返還金を増額補正いたしております。１７７ページから１７９ページにかけまして、１節報酬、３節職員手当等は、就労支援員１名、生活困窮者自立支援金事務員２名の会計年度任用職員の人件費でございます。１２節委託料は、必須事業であります、生活困窮者自立相談支援事業で、相談窓口の設置、相談支援員、就労支援員の配置、住居確保給付金の申請受付業務を土浦市社会福祉協議会へ委託しております。また、人材派遣委託料は、生活困窮者自立支援金事務に従事する派遣職員の委託料でございます。１８節負担金補助及び交付金、備考欄、負担金就労準備支援事業負担金は、一般就労に向けた日常生活自立、社会自立、就労自立のための訓練を行う事業で、令和３年度より茨城県１８市及び郡部で事業を開始いたしました事業費負担金です。下段補助金、生活困窮者自立支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮し、特例貸付を利用できない世帯へ就労による自立を図るため、１世帯に対し６万円から１０万円を支給するものでございます。１９節扶助費は、住居確保給付金で、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、家賃補助を行うものでございます。２２節償還金利子及び割引料は、令和２年度国庫負担金、補助金の精算による返還金で、３月議会において増額補正を行っております。９目の説明は以上でございます。つづきまして、１０目非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活、暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、１世帯当たり１０万円を支給するもので、全額国庫補助事業でございます。令和３年度の給付実績でございますが、確認書送付件数１万６，２８８世帯に対しまして、１万３，４８９世帯に給付を行い、給付率は、８２．８１％、事業全体の執行率は、６

７％でございます。なお、当該事業は、令和３年度に事業が完了しないことから、令和４年度へ事業費の繰越しを行っております。主な支出といたしまして、１１節役務費は、確認書等発送の際の郵便料と給付金振込の際の振込手数料でございます。１２節委託料は、受付及びデータ入力等の事務補助員の人材派遣委託料とシステムの電算業務委託料となっております。１３節使用料及び賃借料は、複写機の使用料でございます。１８節負担金補助及び交付金は、臨時特別給付金の支給原資となります。１０目の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○下村委員長　ここまでで、委員の皆さん何か質問ありませんか。

○矢口委員　９目の生活困窮者自立支援事業費ですが、執行率が３０％台と低くて、申請者が少なかった。その要因をお伺いしたいと思います。この事業は、とても大事な事業なのでお願いします。

○福原社会福祉課長　こちらの事業につきましては、当初、県の社会福祉協議会から特例貸付をした方のリストをいただきまして、その方の人数が約１，５００世帯いるというところでございます。こちらにつきまして、チラシ、ホームページにて周知させていただいたところですが、実際特例貸付をして、生計がやりくりできる方がいらっしゃったということと就労活動等条件がございますので、条件をクリアできなかった方が申請に至らなかったというふうに推測をしております。

○下村委員長　１７３ページの新治広域事務組合の施設解体ということで、これは内容は。

○塚本高齢福祉課長　これにつきましては、以前、新治村時代に新治広域事務組合というものを作ってございまして、その中にごみ焼却場の熱を利用しまして、隣接地に老人福祉センターを造りまして、お風呂がございます。福祉施設の解体につきまして、負担したものでございます。

○下村委員長　ほかになければ、次に進みます。つぎに、第２項児童福祉費、第１目児童福祉総務費から第７目児童館費までをお願いします。

○菊田こども政策課長　第２項児童福祉費、第１目児童福祉総務費から順次説明させていただきます。決算書の１８０、１８１ページをお願いいたします。２項児童福祉費の執行率は、９１．８％でございます。１目児童福祉総務費です。児童福祉総務費につきましては、こども政策課、こども包括支援課職員の人件費、家庭児童相談員の配置や児童虐待防止活動などに要する費用、こども未来基金積立金などに要する経費で、執行率は、９８．９％です。それでは、支出の主なものについて説明させていただきます。１節報酬については、家庭児童相談員２名、子ども子育て会議委員、延べ１１名に対する報酬です。２節給料から４節共済費につきましては、こども政策課、こども包括支援課の３１人分の人件費です。１０節需用費の修繕料については、市営の西口駐車場において、公用車のトラックを出庫する際に運転を誤り、車両を損傷させたため、その修理費

用について、予算の流用、保育費から認定こども園の実施設計委託の入札差金がございましたので、そこから流用して対応したものが、１６８万８，４６７円ほどございました。２４節積立金については、民生費寄付金１，０００万円及び教育費寄付金３０万円、運用利子５０円について、令和３年９月議会において設置した、こども未来基金へ積立を行ったものです。２目児童福祉対策費につきましては、子育て支援コンシェルジュや助産師の配置、市内に２か所設置している、子育て交流サロンわらべ、のぞみの管理運営、少子化対策などに要する経費です。執行率は、６２．８％と低くなっておりますが、新型コロナウィルス感染症対策に係る事業で、令和２年度から令和３年度へ繰越している事業がございまして、大きく影響しています。１節報酬については、子育て支援コンシェルジュ２名、助産師２名に対する報酬です。１８２ページから１８３ページをお願いいたします。１２節委託料について、令和３年から令和４年度への繰越として４７万７，０００円の繰越明許費がございますが、これは映像作成委託料で、市のバスで子育て施設の見学ツアーについて、コロナ禍の下で事業を見直し、施設を紹介する動画を作成して見ていただくよう、新型コロナウィルス感染症対応臨時創生交付金を活用し、子育て支援施設の紹介動画作成事業を１月議会で補正し、次年度へ繰り越しております。備考欄一番上の子育て交流サロン運営委託料で、子育て交流サロンわらべとのぞみの運営を土浦市更生保護女性会へ委託しています。まん延防止等重点措置期間中の施設閉館に伴い、施設運営費の実績報告により精算し、余剰分については返還をしていただいております。備考欄の上から５番目のファミリーサポート事業委託料は、会員制により、保育施設への送迎や冠婚葬祭の時に児童の預かりをするなど、支援をするもので、社会福祉協議会へ事業委託しています。こちらもコロナ禍で利用が減りまして、精算による不用額が出ております。備考欄の上から７番目、子どもの学習支援事業委託料は、生活困窮状態にある世帯の児童に対し、学習習慣、生活習慣の確立や学習意欲の向上を目的に実施している、つちまる学習塾の運営経費です。こちらもコロナ禍で開催できない時期が多くありまして、精算で不用額が出ております。備考欄の下から３番目の子育て支援アプリ運用保守委託料は、令和３年５月に導入したスマートフォンの母子健康手帳アプリの保守に係るものです。備考欄の下から２番目の支援対象児童等見守り強化事業委託料につきましては、コロナ禍において、子ども食堂を行っているＮＰＯ法人に委託し、支援の必要な児童に対し、見守り体制の強化を図ったもので、対象児童１５名に対し４８回の訪問を実施しました。また、備考欄一番下の産後ケア事業委託料については、令和３年度は、延べ１２日４名の利用がありました。１７節備品購入費は、本庁舎１階に設置しておりますキッズスペースを県産木材を活用した遊具に更新したものです。１８節負担金補助及び交付金について、補助金のうち、結婚新生活支援事業費補助金は、結婚に伴う引越し費用を支援することにより、婚姻増加につなげるものです。令和３年度は、申請１９件で移住者２２人、県外からは１０人、市外からは１２人でした。マタニ

ティタクシー利用補助金は、感染症の拡大防止のため、妊婦が健診受診等で移動する際、公共交通機関等の利用を避け、移動できるタクシーの初乗り料金運賃相当額、１４回分を助成するものです。令和４年度からはより使いやすくするよう、利用方法を変更し、令和３年の残りがある方には郵送による案内の上、令和４年度からの変更後の券に窓口で交換しています。出産育児特別給付金繰越分は、国の特別定額給付金の基準日、これが令和２年の４月２７日までということでしたけども、これ以降に生まれたお子さんについて、令和２年の４月２８日から令和３年４月１日までの生まれのお子さんについて、市独自に給付金、１人につき１０万円を給付する事業で、国の地方創生臨時交付金を活用するものとして、令和２年７月臨時議会で補正計上しました。令和２年度は、６４９人分を支給し、予算残額を令和３年度に繰り越し、令和３年度は６０人分、トータルで７０９人分の支給をしております。２２節償還金利子及び割引料につきましては、令和２年度の子ども子育て支援交付金の国庫支出金分において、ファミリーサポート事業の事業費を実績に基づいて精算し、一部返還分が生じたもの、令和２年度の児童虐待、ＤＶ対策等総合支援事業に係る国からの補助金の交付を受け、精算による超過分を返還したもの、令和２年度産後ケア事業に係る国からの母子保健衛生費補助金の交付を受け、精算による超過分を返還したものがございます。第２目の冒頭で申し上げましたが、第２目では不用額が多く出ており、２，４４４万４，９７５円ですが、そのうち委託料においては、５８０万５，６９０円、補助金においては１，７１３万８，３７１円となっています。主なものを申し上げますと、委託料では、ファミリーサポート事業委託料精算金、４６万４，７１０円、子どもの学習支援事業委託料、３３６万２，２２７円で、この子供の学習支援はコロナ禍で開催できなかった期間が多くありまして、令和３年の５月の学校の感染拡大時、そして、８月、９月は国県の緊急事態宣言の時で、令和２年１月末から３月の中旬までは、まん延防止等重点措置発令等によりまして、開催できなかった時期が、４か月から５か月ぐらいございまして、それによりまして、精算額が多く出ておりまして、年度末に精算を行っております。補助金では、結婚新生活支援事業費補助金で不用額が２１１万１，０００円出ております。また、マタニティタクシー利用補助金、２５１万４，５２０円と出ておりますが、これにつきまして、令和４年度では当初予算では実績に合う予算を計上しておりまして、結婚新生活のほうでは、実績が増となっておりまして、令和４年９月議会では、補正予算を計上させていただいております。また、マタニティタクシーの方でも実績は向上しておりまして、月別で令和４年度は令和３年度の２倍程度となっております。当初予算で足りるかどうか推移を見ているところでございます。出産育児特別給付金１，２１０万円で、繰越分は補正予算時に多めに計上し、実支給額から年度内支給見込を補正予算額から差し引いた残りを繰越額としており、繰越し後には補正減額できないために、結果的に残余が出ております。このようにコロナ禍での事情が大きく影響しています。１８４ページから１８５ページを

お願いいたします。つぎに、３目児童手当費につきましては児童手当支給に関する経費で、執行率は９４．１８％でございます。１１節役務費、１２節委託料及び１８節負担金補助及び交付金の補助金のところで、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金その他世帯分とございますけれども、これは新型コロナウイルス感染症対策で、低所得の子育て世帯のひとり親以外の世帯に対しまして、国が創設した特別給付金、児童１人につき５万円給付、これを支給したものでございます。令和３年６月議会で補正しております。国１０分の１０の事業で、予算は多めに計上しており、不用額が補助金で６，１７０万円と出ておりますが、実績の精算によりまして、国に返還を行うものでございます。また、１１節役務費、１２節委託料では、児童手当等の支給に関して法令改正があり、国の補助１０分の１０により、制度改正の周知を実施したものも含まれております。１９節扶助費については、児童手当の支給額です。中学校卒業までの児童を養育している者を対象者として支給するもので、延べ２万８，１８０件分です。支給総額は、前年度比２．９％の減、金額にして５，６３２万５，０００円の減となっております。支給児童数が減少していることに伴い、支給金額も減少しています。人口の自然減が影響していると思われます。不用額６，０００万５，０００円は、予算額１９億６，５７２万円に対して、３．０５％です。２２節償還金利子及び割引料につきましては、令和２年度の子育て世帯への臨時特別給付金事業費及び事務費、児童あたり１人当たり１万円支給したものについての精算分を支出したもので、３月議会で増額補正しております。次に、４目母子父子福祉費につきましては、母子父子家庭等への支援対策に係る経費で、執行率は、９２．８％でございます。補正予算につきましては、１０節需用費、１１節役務費、１２節委託料、１８節負担金補助及び交付金において、新型コロナウィルス感染症対応の事業、給付金関係３本について計上し、実施しています。１８節負担金補助及び交付金の補助金で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分、こちらが国の分なんですけれども、子供１人当たり５万円給付、これがまず一本目、令和３年４月に専決処分しております。１８６ページから１８７ページをお願いいたします。備考欄の一番上で、低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の県分とございまして、これも子供１人当たり５万円の給付で、そして、この県の給付金に上乗せ支給として、低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金、これが市で子供１人当たり１万円を上乗せして行ったものです。いずれも１月の臨時会で補正しておりまして、これら合わせて３本の給付金がございました。まず１本目の給付金は、新型コロナウィルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな影響があるとして、国がひとり親世帯臨時特別給付金を創設して、本市では４月７日に専決処分を行い、実施しました。事業費及び事務費は国１０分の１０の補助により実施しています。２本目及び３本目は、新型コロナウィルス感染症の影響が長期化する中で、児童扶養手当を受給しているなどの低所得のひとり親世帯に対して、新年度に向けた支

出の増加等の影響を勘案し、県が創設した給付金５万円と市が臨時創生交付金を活用しての１万円上乗せ、合計６万円の支給としております。申請期限を令和４年４月２８日として実施しており、一部を繰越して実施しています。令和４年度の繰越明許費については、４８６万３，０００円、８０人分の給付費と事務費でございます。給付金について予算額は多めに計上しており、不用額は、補助金で国分１，５４０万円、県及び市分で１，０５６万円、合計２，５９６万円及び事務費分出ておりますが、国分は実績精算分を年度末に補正し、返還します。県分は実績同額を受入れており精算は無しです。１９節扶助費については、児童扶養手当及び土浦市独自の手当である遺児手当、高等職業訓練促進給付金の支給総額です。児童扶養手当は、主に母子父子家庭で、１８歳になった年度末までの児童を養育している者を対象として支給するもので、延べ７，５８１件分です。不用額３，３５８万７，７２０円は、予算額６億５，５６９万７，０００円に対して、５．１２％です。高等職業訓練促進給付金につきましては、令和３年度は、合計９人で、看護士５人、公認保育士２人、介護福祉１人、はりきゅう師１人の内訳となっております。扶助費の支給額は、前年度比４．２９％の減、金額にして約２，７８９万円の減となっております。２２節償還金利子及び割引料の返還金は、令和２年度に実施した、ひとり親世帯臨時特別給付金支給に係る事業費、事務費、この時は支給額は１世帯５万円で、第２子以降３万円加算というものでございました。これの精算額の国への返還金でございます。３月議会で補正増額しております。

○野中保育課長　第５目保育所費から第７目児童館費について、順次説明させていただきます。５目保育所費については、公立保育所５か所の運営や地域子育て支援センター事業委託料、公立保育所への民間活力導入のための経費や市立認定こども園、土浦幼稚園の整備などに係る経費で、執行率は８９．８％でございます。補正予算額の主なものは人件費で、当初７５名を予定していましたが、７２名で３名の減員となり、２，５００万円を１２月議会で減額補正しております。予備費支出及び流用増減では、児童クラブのエアコンの故障のため修理したり、雨漏りや床が傷んだための修理等で、１３目の放課後児童費に流用したものと環境衛生課のトラックを借りた時に駐車場の壁にぶつけてしまい、トラックの修繕に流用しました。繰越明許費は、直営の会計年度保育士に対する保育士等処遇改善臨時特例補助金の４月からの今年度分と認定こども園土浦幼稚園改修実施設計委託料を繰越すものです。不用額の主なものは、当初予定していた、会計年度任用保育士等の人数を確保できなかったものです。１節報酬については、児童の健診をお願いする内科医、歯科医の嘱託医師の報酬、会計年度任用職員として雇用する保育士等、保育課事務補助の報酬です。２節給料から４節共済費については、保育所正職員である保育士、調理士、管理員、計７２人分の人件費です。１０節需用費については、５月と３月議会で増額補正を行い、国の新型コロナウイルスの緊急対応策として、消耗品のマスクや消毒液などを購入しました。１１節役務費については、公立保育所への民

間活力導入の準備として、対象の土地、建物の鑑定費用について、令和３年度に行わず、令和４年度以降に進めることとしたため、３月議会で減額補正を行いました。１８８、１８９ページをお願いします。１２節委託料については、認定こども園土浦幼稚園を令和５年度中に開園するよう、その整備に着手し、園舎の整備にあたっての改修実施設計委託料です。入札差金を補正減額しております。なお、耐震判断などに時間を要したため、年度内には完了せず、次年度へ繰り越しております。１４節工事請負費については、荒川沖保育所でのトイレの改修工事や荒川沖、霞ヶ岡保育所のエアコンが故障し、修繕工事により修理したため、予算の流用により対応しました。１９０、１９１ページをお願いします。６目私立保育園費については、市内１７か所の民間保育所及び１０園の認定こども園、８園の地域型保育施設、そして、市外の民間施設の運営に係る経費で、予算に対する執行率は９１．４％となります。補正予算額の主なものは、保育士等処遇改善臨時特例事業に基づき、保育士等の賃金を３％程度引上げるため、３月議会で増額補正を行ったものです。なお、繰越明許として、４月からの今年度分について、繰り越しているものです。不用額は、委託料の中の保育所運営費や扶助費の施設型給付費について、利用児童数が当初の見込みよりも少なかったこと及び補助金についても、当初の見込みより活用が少なかったことによるものです。１２節委託料は、市内の民間保育所及び市外の民間保育所に入所する児童の委託料です。１８節負担金補助及び交付金については、執行率が５５．５％と低いですが、主なものとして、備考欄上から４番目、保育補助者雇用強化事業費補助金において、こちらは令和３年度から保育園等における保育士の業務負担を軽減するため、保育補助者の雇上げに必要な費用を補助するものですが、国の基準改正が遅れたことにより、申請が少なく、不用額が多くなったものです。１９２、１９３ページをお願いします。２２節償還金利子及び割引率では、令和２年度に実施した、子ども子育て支援交付金国庫支出金について、精算の結果、返還金が生じたことから、３月議会で償還金の増額補正を行いました。７目児童館費については、市内３か所の児童館の管理運営に関する経費で、予算に対する執行率は、９７．６％です。補正予算額は人件費で、人事異動等に伴い１名の増があったことから、１２月議会で増額補正を行いました。継続費及び繰越事業費繰越額については、臨時交付金繰越金により、各児童館のトイレの洋式化とトイレ手洗い自動水栓化及び水栓レバー交換を行いました。１節報酬については、児童館３館の非常勤職員の報酬です。２節給料から４節共済費ついては、職員１２名分の人件費です。１９６、１９７ページをお願いします。１４節工事請負費については、各児童館のトイレの洋式化とトイレ手洗い自動水栓化及び水栓レバー交換を行いました。以上でございます。

○下村委員長　委員のみなさん、これまでで御意見等ありますでしょうか。

○塚原委員　１８３ページの産後ケアなんですが、１２日で４名というお話があったと思いますが、本市の利用者ということかなと思いますが、全体でどれくらいでしょうか。

前回は、石岡の方がいらっしゃったりしましたが、４名の１２日は本市の方ということでよろしいでしょうか。

〇佐藤こども包括支援課長　利用者の方は全て、土浦市民の妊婦さんとなります。

〇塚原委員　他市を含めると、どれぐらいというのはお分かりにいなりますか。もし、今資料が無ければ後で教えていただきたいのですが。せっかくの良い事業だと思います。４名の方ということなので、どういう形で広げていった方がいいのかと考えているところがありまして、前回どれくらいの人数が御利用されているのか、後で結構なので教えてください。

〇福田委員　１８１ページ。こども未来基金積立金１，０００万円ですが、将来的に基金を取り崩すということは、どのような事が考えられますか。

〇菊田こども政策課長　まだ、具体的な検討はしてはいないところですが、思い当たるところでは、生活困窮対策として、子どもの貧困対策として、つちまる学習塾をやっていますけれども、学習支援等は考えられるかと思います。

〇福田委員　それはそれで結構ですが、まだ決まったところではないということですが、こども学習支援事業は、今年度何人の生徒さんがいましたか。

〇菊田こども政策課長　令和４年度、少し拡大しまして、一つは、社会福祉協議会に委託しているもの。もう一つは、土日に民間で行っているもの。あと、平日の夜、ＮＰＯ法人に委託してるものがございます。利用人数としては、社会福祉協議会の委託で土日によるものは、３０名程度、平日のＮＰＯ法人に委託しているものは、２０名程度と聴いております。

〇下村委員長　マタニティタクシー１８３ページ。これは、先ほどの説明では、令和４年度は予算を増やしましたという話でしたけれども、もう一度確認したいのは、令和３年度は、マタニティー利用券をどのように渡したのか。何名ほどいたのか。それだけお伺いしたい。

〇菊田こども政策課長　令和３年度のやり方につきましては、タクシーの初乗り運賃７４０円を掛ける１４枚。１４枚というのが妊婦検診が１４回ということで、７４０円掛ける１４枚で、約１万ちょっと足が出るくらいですが。それを渡して、１回分使用ということなんですけども、１回につき７４０円しか使えないということでしたので、令和４年度には、５００円券を２０枚分。これで１枚になりますけれども、それを渡して、１度に複数枚利用してもよいというやりかたに変えました。予算額については、実績に合いということで、予算は減したんですけれども、利用額は増えているということです。利用額につきましては、月ベースでは、令和３年度の１年間トータルで５９万３，４８０円ですから、１２で割り返すと５万円くらい。令和４年度の月別ですと、４月で１０万を超えるくらいの利用がありました。券の枚数につきましても、７４０円を５００円券に変えましたから、利用枚数も増えております。

○下村委員長　利用券の渡し方は、母子手帳を渡すときに渡すのか、その辺をお伺いしたい。
○菊田こども政策課長　母子手帳を交付する時に申請書を書いてもらい、窓口で渡します。
○下村委員長　もう少し進めれば多くなってくるというのが、今の令和４年度だと思うんですよ。もう少しここの予算を多くしていかなければという気がするのですが、妊婦さんの考え方もありますが、余計に出せるようにしていただければと思い、質問させていただいております。つぎに、１９１ページの市立保育園費のところの繰越明許費と不用額について、どういう関係があるのか。もう一度説明していただけますか。
○野中保育課長　こちらの繰越明許額のほうですが、国の方の民間保育所における保育士等処遇改善臨時特例事業に基づきまして、保育士の賃金を３％引き上げるものを令和４年２月から９月まで実施しているのですが、今年度分の４月から９月分を繰り越したものでございます。
○下村委員長　そうしますと、令和３年度にお金が来てしまったということですか。令和３年度では、使わなくても良かった。そういう理解でよろしいですか。
○野中保育課長　そのとおりでございまして、昨年度分、令和３年度分につきましては、実績報告が上がってきておりまして、そちらの方は精算してございます。４月から９月分につきましては、今年度の方に予算を振り替えたかたちでございます。
○下村委員長　いわゆる国の方からの補助金は、今年度の分まで一括していただいてと、そういう理解でよろしいですか。
○野中保育課長　私が前に調べさせていただいた時には、事業が完全に終わった９月以降に全てのお金が振り込まれるかたちで、前年度分は市のほうで立て替えてほしい。そういうかたちで支払をやっていると思いました。
○下村委員長　確認ですが、令和３年度が令和４年度に繰越しされたということですか。
○野中保育課長　令和３年度が令和４年度に繰越しされたということです。
○下村委員長　令和３年度に、令和４年９月までの分が来てしまったという捉え方でいいですか。
○野中保育課長　実際お金が払われるのは、令和４年９月以降なのですが、１回、市の方で立て替えるようなかたちで、令和３年度はお金を支出しているようなかたちになります。
○下村委員長　それは明らかにしてください。それと不用額というのは、どうしてこれだけ出るのか。その辺が、３億３，０００万くらいしかない訳ですよね。それなのに、不用額や繰越明許が合わせると、１億８，０００万くらいになる。そうすると、もらい過ぎているのか。
○野中保育課長　この不用額と繰越明許費は別でして、不用額が多くなった関係ですが、

当初予算において近年の在籍日数の増加を考えまして、令和２年度の支出額比で１０％増を見込んでいたのですが、実質児童の増加が３％にとどまったために、不用額が多くなったものです。

○下村委員長　不用額があまりにも多すぎると、こんなことで予算を立てていったら不用額ばかり多くなってしまい、予算という概念が曖昧になってしまうような発想になってしまいます。

○野中保育課長　こちらの正確な予算計上の方が難しい状況にあり、令和４年度に導入予定の保育所給付システムを今検証しているところですので、それにより適切な予算計上に努めてまいりたいと思います。

○菊田こども政策課長　先ほど、福田委員から基金の使い道ということで、先ほどの学習支援事業の例を上げさせていただきましたが、その他に例えば、公園に遊具を設置するということも考えられるかと思いますので、その点を付け加えさせていただきます。

○下村委員長　基金は目的をもって、積まないといけないと思います。１，０００万積んでいるが、今年度山形市に行って子供に関する施設を見てきましたが、子育てについては、山形市や北九州市にすばらしい施設があるのです。そういったものを設置するためにも使ってもいいのではないかと思います。ただ、箱ものとか大きいものは、内閣府からまずは、ＰＦＩ方式を検討しなさいという通達が来ているはずです。だから、山形市ではＰＦＩ方式でやっているので、自己資金というのも返しているが、やり方がいろいろあります。例えば、５，０００万円になったら、１０倍、２０倍のお金に変わった感じで使えるので、有効活用していただきたいと思います。

（午前１１時２０分　休憩）

（午前１１時２５分　再開）

○下村委員長　それでは、再開いたします。第８目療育支援センター管理費から第３項生活保護費及び第４款衛生費、第１項保健衛生費までお願いします。

○佐藤こども包括支援課長　１９６、１９７ページをお願いします。８目から１２目までの療育支援センター分につきまして、御説明いたします。８目療育支援センター管理費は、つくし学園及びつくし療育ホームの施設管理費で、執行率は９７．４％です。１節報酬は、会計年度任用職員の管理員１名の人件費です。７節報償費は、歯科健診時の歯科医師等の謝礼です。１０節需用費のうち、修繕料につきましては、施設の老朽化による、調理室の壁の補修、塗装を行ったものです。１２節委託料は、施設利用児童の送迎バス委託のほか、施設の維持管理に係る１５件の業務委託料です。１９８、１９９ページをお願いします。９目つくし学園費は、療育支援センターの職員に係る人件費が主なもので、執行率は９９．７％です。補正予算額につきましては、人事異動による人件費の増で、１２月議会で増額補正を行ったものです。１節報酬は、嘱託医１名、会計年度任用職員４名の人件費です。２節給料は、療育支援センター職員１３名分の人件費で

す。１０目つくし療育ホーム費は、つくし療育ホームの運営費で、こちらも人件費が主なものとなっており、執行率は６２．８％です。１節報酬は、会計年度任用職員の指導員１名の人件費で、年度途中から出産による休業となったため、執行率が低くなっております。７節報償費は、医療機関から派遣していただいている整形外科医、理学療法士の謝礼です。新型コロナ感染症対策上、医療機関からの職員派遣が難しかったため、執行率が低くなっております。２００、２０１ページをお願いします。１１目幼児ことばの教室費は、幼児ことばの教室の運営費で、会計年度任用職員等の人件費が主なものです。補正予算額につきましては、報償費について、実績見込減のため、３月議会で減額補正を行っております。執行率は９０．７％です。１節報酬は、会計年度任用職員の指導員１０名分の人件費です。７節報償費は、大学院生等の指導員４名の謝礼です。１２目早期療育相談費は、早期療育相談に係る運営費で、会計年度任用職員３名分の人件費が主なもので、執行率は９２．８％です。補正予算額につきましては、報酬について、正職員１名の増員により、３月議会で減額補正を行ったものです。以上でございます。

○野中保育課長　１３目放課後児童費については、市内１６小学校の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の管理運営に係る経費で、予算に対する執行率は、９２．１％です。補正予算額では、直営及び民間委託の放課後児童クラブに対する支援員等処遇改善臨時特例補助金です。こちらにつきましては、支援員の賃金を３％程度引き上げるもので、期間は令和４年の２月から９月までのものです。３月までの分は実績報告により精算し、４月から９月までの分を繰越しているものでございます。予備費支出及び流用増減については、児童クラブのエアコンの故障のため修理したり、雨漏りや床が傷んだための修理等で、５目の保育所費から流用したものと土浦第二小学校で新設した、第３児童クラブ室で緊急の設計変更が必要となり、予算が足りなくなったため、予備費を支出していただきました。１節報酬と３節職員手当等については、直営分の児童クラブ支援員を対象とした処遇改善臨時特例事業により、３月議会で増額補正を行いました。２０２、２０３ページをお願いします。１４節工事請負費については、土浦第二小学校で、待機児童解消のため第３児童クラブ室を新設しました。しかし、工事着工直前に敷地に水路があることが分かり、急な設計の変更等が必要となったことから、予備費を計上し、建設いたしました。１８節負担金補助及び交付金の補助金については、民間やＮＰＯによる、委託分の児童クラブ支援員を対象とした、処遇改善臨時特例事業により、３月議会で増額補正を行いました。

○菊田こども政策課長　１４目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費につきましては、新型コロナウィルス感染症対策として、国により所得制限を設けた上で、０歳から１８歳までの子どもに、１人当たり１０万円相当の給付を実施したことに関連した経費でございます。国の給付金につきましては、申請が不要な方については、１人当たり現金１０万円を令和４年１２月２３日に一括で支給しました。申請が必要な方については、

令和４年１月から申請を受け付けて、申請後速やかに給付しております。３月後半出生の新生児や基準日以降に離婚するなどにより、当初受給対象にならずに追加で対象となった方などについて、申請期限を４月２８日までとし、繰越して対応しております。１８節補助金につきまして、上段の給付金１８億９，１８０万円です。また、下段の対象外世帯給付分、１億３，４７０万円については、所得制限により国の給付の対象とならなかった子供に対して国の地方創生臨時交付金を活用して、市独自の臨時交付金を交付したものです。申請期限を４月２８日までとし、一部を繰越して対応しております。１月の臨時議会での補正でございます。なお、繰越明許費として、令和３年度から令和４年度への１，３１４万２，０００円は、国の給付金において６０５万６、０００円、市の給付金において７０８万６，０００円です。不用額で２億１，３００万５２８円ありますが、そのうち、国の給付金については、実績精算を行う予定で、令和３年交付分について、１億８，３７０万９，８４０円分を令和４年９月議会で計上させていただいておりまして、１１月２５日までの返還期限となっております。また、令和４年度に交付された分については、歳入の中から約２，０００万円を還付し、合計２億４５５万５，０００円を国に返還する予定です。児童福祉費の説明は、以上でございます。

○福原社会福祉課長　つづきまして、３項生活保護費について御説明いたします。はじめに、本市の生活保護の状況を申し上げます。令和３年度末の被保護世帯は、１，１８５世帯、人数では、１，４０７人で、保護率は、９．９パーミルという状況にございます。対前年度比でみますと、世帯数で、４．０％、４６世帯の増、人数では、４．８％、６５人の増となっております。また、保護者の世帯構成では、高齢者世帯が６割以上を占め、さらに、高齢者のうち約９割が単身世帯という状況でございます。なお、３項生活保護費の執行率は９８．３％となっております。次ページをお願いします。１目生活保護総務費につきましては、生活保護業務に係る職員の人件費、事務費等の経費が主なものでございます。執行率は９８．５％でございます。なお、補正予算額は、令和２年度の事業費確定に伴う国庫補助金及び負担金の返還金に伴う増額補正及び人件費の減額補正によるものでございます。１節報酬は、医療扶助費の審査に係る嘱託医や医療指導員、面接相談員の嘱託職員及びレセプト点検員等の会計年度任用職員、計７人分の報酬でございます。２節給料から４節共済費につきましては、保護担当職員１６人分の人件費、１１節役務費は、医療、介護に係る診療報酬事務取扱手数料でございます。１２節委託料は、生活保護システムの電算委託料、１３節使用料及び賃借料は、生活保護システム、レセプト管理システムの機器使用料でございます。２２節償還金利子及び割引料は、令和２年度の生活保護費の確定に伴う国庫負担金の返還金でございます。つづきまして、２目扶助費につきましては、記載欄記載のとおり、生活保護に係る８種類の扶助費及び中国残留邦人に対する生活支援給付金、生保受給者が就労により保護を脱却した場合に支給される、就労自立給付金、日常生活支援住居施設への委託事務費で、扶助費

の執行率は９８．３％でございます。なお、補正額は、医療扶助費の増額補正でございます。扶助費全体では、前年度との比較で、０．２６％の増となっております。また、主な扶助費でありますが、生活、住宅、医療扶助の前年度との比較では、生活扶助が０．６６％の増、住宅扶助が３．７２％の増、医療扶助が１．０５％の減となっております。なお、医療扶助が全体の約半分を占めておりますが、レセプト点検員による重複受診、必要のない服薬の処方防止などのチェックやケースワーカーによる面接指導及び後発医療品の推奨などの対策を行い、適正化を図っております。３項の説明は、以上となります。

○水田健康増進課長　引き続き４款衛生費の説明をさせていただきます。１項保健衛生費の執行率は、７９．１％となります。１目保健衛生総務費は、健康増進課とこども包括支援課の母子保健事業担当職合計で４１名と健康増進課とこども包括支援課の非常勤職員合計で９名の人件費や各種団体への負担金や補助金が主な経費となります。予算に対する執行率は、８７．１％でございます。補正予算額は、コロナワクチン対策室職員の人件費補正、流用は、８目保健センター費、光熱水費への流用などとなります。２０６、２０７ページをお願いいたします。１８節負担金補助及び交付金のうち、補助金は、献血の普及と推進活動を行っている、土浦市献血推進協議会及び土浦市医師会附属准看護学院に対する運営補助となります。続きまして、２目予防費です。執行率は７１．２％でございます。予防費は、予防接種法に基づき実施する、通常分の予防接種に係る経費と新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることを目的に、予防接種法に基づく臨時接種の経費となります。予防費で計７回、総額で、６億８，４９０万７，０００円の補正予算の議決をいただき、執行しております。また、令和２年度から８億８，０４２万４，９１９円繰越しをさせていただき、その内訳として、予防費関係新型コロナウイルス対策事業では、ＰＣＲ検査費用を、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業では、集団接種会場で使用する消耗品や人材派遣等委託料を、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、集団接種会場での医師、看護師、保健師への報償費、協力医療機関での接種費用を、それぞれ令和３年度に繰越しさせていただいております。接種体制確保事業では、令和３年９月末までの費用を予算計上しておりまして、執行につきましても９月分までの分を繰越し分で執行しております。接種事業では、１、２回目の接種費用を計上しておりましたので、概ね１、２回目から３回目に切り替わった１２月までを繰越し分で執行しております。２０７ページの１０節需用費の備考欄から、消耗品費や燃料費という細節で繰越分と表記されておりますが、御説明した内容で繰越分と現年度分を分けて、執行させていただいております。１１節役務費の通信運搬費は、接種券やワクチン接種のお知らせハガキの郵送料が主なものとなります。手数料は、コロナワクチン予防接種の国保連への事務手数料となります。２０８、２０９ページをお願いいたします。１２節委託料の１番目、各種予防接種委託料は、通常分の予防接種に係る

医療機関への委託料、中段のＰＣＲ検査委託料は、重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する方で、無症状の方を対象に感染拡大や不安解消を図るため実施したもので、１３９人がＰＣＲ検査、３人が抗原定量検査を受検しました。なお、令和３年度における市民のコロナワクチン接種者数は、延べ２６万２，２０４人、１・２回目接種率は８１％、３回目接種率は４１．３％でした。２１０、２１１ページをお願いいたします。１８節負担金補助及び交付金、救急医療体制強化支援事業は、令和３年７月からコロナ第５波が到来し、救急医療機関では、一般の救急患者に加え、コロナウイルス感染症患者と熱中症患者が急増したことから、救急医療体制の維持、確保を図るため、市内の救急告示医療機関に対し、助成事業を実施しました。その下、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費補助金は、コロナワクチン接種後にアナフィラキシーショックを発症し、入院等の措置が取られた２名の方に、入院等費用全額に対し、国から助成を受け支出したものです。また、ＰＣＲ検査費用助成金は、経済活動における感染リスクの低減を図るため、市内事業者が従業員等に実施したＰＣＲ検査に対し、１名につき、５，０００円を助成したもので、１７事業所、２７１名が実施しました。補助金の１番下、新型コロナウイルス接種体制支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、ワクチン接種に協力する医療機関に対し支援を行ったもので、８２医療機関に助成を実施しました。２２節償還金利子および割引料、備考欄の１点目、感染症予防事業費等国庫負担金返還金は、令和２年度に実施した、緊急風しん抗体検査事業の財源として国から受け入れた、令和２年度当該国庫負担金に対し、実績が下回ったことから、超過受入分を返還したものです。２点目、疾病予防対策事業費補助金返還金は、令和２年度に実施した、新型コロナウイルス感染症の流行下における、一定の高齢者等への検査助成事業の財源として、国から受け入れた、令和２年度当該国庫補助金に対し、超過受入分を返還したものです。３目地域医療対策費は、休日緊急診療、病院群輪番制、病院運営事業及び寄附講座等に係る経費となります。予算に対する執行率は９９．９％です。１２節委託料は、在宅当番医制で実施しております、休日緊急診療の委託料で、土浦市医師会及び土浦市歯科医師会に委託しており、診療科目は、内科、外科、歯科の３科目となっております。１８節負担金補助及び交付金、備考欄の病院群輪番制病院運営費補助金は、夜間の入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため実施するもので、協力病院である、土浦協同病院、東京医科大学茨城医療センター及び霞ヶ浦医療センターへの補助金です。つぎに、公的医療機関運営支援補助金は、土浦協同病院が行う救急医療に対して、特別交付税制度を活用した運営補助を行い、医療体制の強化を図るものです。つづきまして、救急医療体制強化支援補助金は、救急隊により搬送された傷病者の受け入れ人数に応じた補助を行い、救急医療体制の強化を図るもので、神立病院及び県南病院が対象となります。２５節寄付金は筑波大学に設置した寄附講座に係る寄付金で、第２期として、平成２９年度から令和３年度までの５年間のうちの令和

３年度分となります。４目市民健康管理費は、栄養相談や食生活改善及び運動普及推進事業など市民の健康づくりに関する経費となります。執行率は８８．２％です。補正予算の１２５万８，０００円の減は、健康まつり中止に伴うものとなります。２１２、２１３ページをお願いいたします。１２節委託料は、市民の健康づくりを推進している土浦市食生活改善推進員協議会、土浦市運動普及推進員連絡協議会への委託料となります。令和３年度、食改では６名の方が養成講習を受講し、１２２名で協議会を運営しており、コロナ禍で外部の研修が中止になるなど制限がかかりましたが、そのような中でも、マイシティつちうらで各種料理案内を増やすなど、コロナ禍での活動を充実させたところでございます。運動普及委員も４名の方が養成講習を受講し、１２３名で協議会を運営しており、令和２年度は、コロナでウォーキング活動が自粛となりましたが、令和３年度は、ウォーキングも復活し、支部活動も感染防止を徹底して活動することができました。５目健康増進事業費は、生活習慣病予防のための健康診査及び各種がん検診に係る経費となります。執行率は９７．１％です。補正予算額については、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和２年度ほどではありませんが、検診の受診人数が当初予算で見込んだところまで至らなかったことから、２，２３５万５，０００円減額したものです。１０節需用費は、がん検診受診率向上のためのリーフレットや新たなステージに入ったがん検診総合支援事業に係る受診勧奨、再勧奨のハガキや検診票などの印刷製本費となります。１１節役務費は、受診勧奨、再勧奨の通知の郵送料が主なものとなります。１２節委託料は、各種がん検診等の委託料で主に、土浦市医師会、茨城県医師会及び茨城県総合健診協会に委託して実施したものです。令和２年度比で、胃がんは６．５％の増、子宮がんは２０．２％の増、乳がんは２２．２％の増、大腸がんは６８．９％の増、胸部検診は１８．６％の増となっております。２１４、２１５ページをお願いいたします。１８節負担金補助及び交付金の負担金は、茨城県医師会が実施する生活習慣病予防対策事業に対し、県と市で２分の１ずつ負担しているものです。令和３年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で、当初予定していた事業などが中止となり、健康教室の開催や統一ポスターやリーフレット等を活用した普及啓発などにとどまり、負担金額も大きく減少しております。補助金は、読影委員会用機器購入費補助金で、肺がん検診業務を委託している、土浦市医師会が読影精度の向上及び運用面での効率化を図るため、読影用デジタル画像診断機器等の購入に対して、助成したものです。

○佐藤こども包括支援課長　６目母子保健事業費につきましては、こども包括支援課で御説明させていただきます。６目母子保健事業費は、母子保健法に基づき実施する妊産婦及び乳幼児の健診、相談事業などの実施に係る経費となります。予算に対する執行率は、９５．１％です。補正予算額１，０７６万１，０００円については、妊産婦健診と乳児健診の個別健診件数が減少したことや新型コロナウイルス感染症の影響により、２歳児歯科健診の受診控えがあったことなどから、医療機関への委託料を減額したものと

令和２年度分の国庫負担金等の額の確定に伴う返還金について、増額補正を行ったものとなります。流用については、家庭訪問事業の報償費に不足が生じたため、１目の保健衛生総務費から流用したものとなります。７節報償費は、保健センターを会場に行う集団健診などに従事する、医師、看護師、栄養士など、また、乳児家庭訪問を行う助産師への謝礼です。１２節委託料は、医療機関での母子の個別健診等の委託料で、土浦市医師会、歯科医師会、茨城県医師会などに委託して実施したものです。妊婦、乳児健診については、妊娠中に１４回、乳児期に２回、健診を受けるための経費で、受診件数の減により減額補正いたしました。１８節負担金補助及び交付金の補助金、不妊治療に対する補助金は、１回あたり５万円を限度に１０回まで助成する制度で、延べ２０９件の助成を実施しております。申請件数が増えたため、目内の委託料、報償費から流用いたしました。１９節扶助費の妊婦健康診査費助成金は、里帰り等で県外の病院で出産される場合に、その病院と委託契約を締結できない時に、本人に費用を助成する経費となります。令和３年度は３９人に助成しております。２１６、２１７ページをお願いいたします。未熟児養育医療給付費は、入院養育が必要な未熟児の医療費の自己負担分を公費負担するもので、８名分の給付がありました。２２節償還金利子及び割引料は、令和２年度の国から交付された補助金等の精算に伴う返還金となります。説明は以上でございます。

○水田健康増進課長　つづきまして、７目診療所費でございます。７目診療所費は、土浦市保健センターに併設の休日緊急診療所の運営にかかる経費です。執行率は９４．４％となります。補正予算額については、医薬材料費の執行見込により、減額したものです。１節報酬は、診療所の管理者、看護師及び事務員の報酬でございます。１０節需用費は、診療所で使う医薬品が主なもので、コロナによる受診控えから、医薬材料費が前年比で、３４．４％となっております。１２節委託料は、土浦市医師会と土浦薬剤師会に診療所の医療業務を委託している休日緊急診療所委託料などとなります。令和３年度の利用状況でございますが、夜間の診療日数２２２日で、２８０人の受診者、１診療日当たり、１．３人、昼間の診療日数、７２日で、受診者、４５４人、１診療日当たり、６．３人となっております。１７節備品購入費は、診療所の空調機の更新などとなります。８目保健センター費は、土浦市保健センターと土浦市保健センター新治分室の２施設の維持管理に係る経費となります。９６．７％となります。２１８、２１９ページをお願いいたします。委託料備考欄の下から３番目、建築物定期点検委託料は、３年に一度実施する、建築基準法第１２条の規定に基づく施設の点検調査となります。１４節工事請負費、備考欄３つ目、戸開走行保護装置等設置工事は、エレベーターの駆動装置や制御機に故障が生じ、戸が開いたままかごが動いた場合でも、かごを自動的に制止させるための工事となり、その下、保健センター便器改修工事は、トイレ利用の際、水を流すことにより発生する、飛沫、エアロゾルによる新型コロナウイルス感染を防止するた

め、和式便器を蓋つき洋式便器に、保健センター８か所、新治分室３箇所を改修したものです。２２節償還金利子及び割引料、備考欄、行政財産使用料返還金は、保健センター新治分室の一部を茨城産業保健総合支援センターに貸しているうち、建物使用料については、免除にも関わらず徴収していたことから、監査委員からの御指摘とおり、遡って返還したものです。説明は以上です。

○下村委員長　ここまでで何か質問等はございますか。よろしいですか。では、こども未来部から補足の説明がございますので、よろしくお願いします。

○佐藤こども包括支援課長　塚原委員から御質問ありました、産後ケアにつきまして、御回答させていただきます。産後ケアにつきましては、母子保健法に基づき、市町村が実施している事業でございます。通常、各市町村が市内又は近隣市町村の産婦人科や助産院と委託契約を結んで、市民の産婦さんのケアを実施しているところです。土浦市では、令和３年度は、霞ヶ浦医療センター、筑波学園病院、ないろもあバースクリニックと契約をして実施いたしました。受け入れる医療機関としましては、産婦人科が少ないことから、広域に受け入れてくれる状況となっております。

○野中保育課長　１９１ページの市立保育園の繰越明許費につきまして、御説明させていただきます。こちらは、国のコロナ克服、新時代開拓のための経済対策に基づき、民間の保育所職員等を対象に、収入を３％程度引き上げる措置を令和４年２月から９月まで実施する補助金でして、こちらは３月補正の方で予算を計上させていただいております。令和３年２月、３月分につきましては、実績は、１，３５３万９，２６０円です。こちらは、実績報告に基づきまして、精算しております。それ以前の金額につきまして、繰越明許費としまして、５，３０４万５，７４０円を全額繰越しまして、こちらも実績報告に基づきまして、精算をする予定でおります。国の方から、補助金につきましては、事業終了後に金額の方は市のほうに来る予定でございます。

○下村委員長　ありがとうございました。よろしいでしょうか。ここで昼の休憩とさせていただきます。

（午後０時０２分休憩）

（午後１時００分再開）

○下村委員長　再開いたします。午後からは、教育委員会です。第９款教育費、第１項教育総務費、第２項小学校費から第４項幼稚園費、第５項社会教育費第１目社会教育総務費から第７目生涯学習館費までをお願いします。

○塚本教育総務課長　１項教育総務費について説明させていただきます。決算書３００ページ、３０１ページをお願いします。１目教育委員会費は、教育委員会の運営に係る経費です。主な支出は１節報酬で、教育委員４名分です。その他については、経常的な支出です。２目事務局費は、教育委員会事務局の運営等に係る経費です。補正予算について主なものは、人事異動等による職員手当など、１２月議会での増額補正のほか、決

算上の剰余金を活用し、将来の学校施設の改修、更新費用の財源となる積立金について、３月議会で増額補正をしております。また、コロナ禍により、バス運行日数が減少したことにより、教育委員会バス運転管理委託料について、１２月議会で減額補正をしております。繰越し額につきましては、教育相談室のトイレ洋式化に係る工事請負費の令和2年度繰越しでございます。流用につきましては、主に、３節職員手当等で、５項社会教育費、８目博物館費及び９目図書館費の３節職員手当等が不足することから流用を行ったものです。それでは、３０１ページに記載の各節について説明します。１節報酬は、教育相談室室長１名、相談員５名、事務員１名、管理員１名、学校評議員１０１名、道徳教育アドバイザー１名及び就学前教育推進員２名の報酬が主なものです。２節給料から、４節共済費までは、教育長と教育委員会事務局一般職員の計２１名分の人件費が主なものです。７節報償費は、特別支援巡回相談員４名分が主なものです。９節交際費は、教育長交際費７件分です。１０節需用費は、デジタル教科書や、公用車燃料費、車検などの支出です。消耗品費の主な支出はデジタル教科書で、令和３年度小学校教科書の全面改訂に伴う、市内全中学校に配備している指導者用デジタル教科書の入替えをしたものです。１１節役務費は、通信運搬費の学校向けインターネット利用料が主なものです。１２節委託料の主なものは、備考欄１つ目、教育委員会バス３台の運転管理委託料のほか、３０２、３０３ページをお願いします。備考欄３つ目、外国語指導助手配置委託料は、小中義務教育学校にＡＬＴを１８名配置したものです。４つ目、学校ＩＣＴ支援員委託料は、小中義務教育学校の先生方のパソコンの円滑な操作の支援を目的とした、学校ＩＣＴ支援員２名分の委託料です。６つ目、標準学力調査委託料は、２年生から９年生までの全小中義務教育学校の児童生徒に対して、学力や生活状況調査を実施することにより、学力の向上を図るものです。１３節使用料及び賃借料は、備考欄３つ目のパソコン使用料が主なもので、小中一貫ＩＣＴ活用授業での電子黒板やＷＥＢ会議システム賃借料です。５つ目のサーバー使用料は、学校のインターネットサーバー使用料です。１４節工事請負費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、教育相談室のトイレの洋式化と水栓のレバーハンドル交換に係るトイレ改修工事費で、令和３年度に繰越して実施したものでございます。３０４、３０５ページをお願いします。１８節負担金補助及び交付金の負担金について、主なものは、備考欄の中ほど、４つ目の派遣指導主事市町村負担金で、県教育委員会からの派遣指導主事６名分の負担金です。また、補助金について、１つ目の奨学生育英事業補助金は、経済的理由により高校進学が困難な者に対し月額７，０００円を給付するもので、対象者は３５名です。２つ目、土浦市教育研究会補助金は、国語や算数など、２３の教科領域の研究部を有する土浦市教育研究会に対する補助金です。２４節積立金の備考欄１つ目、市立学校施設整備基金積立金は、将来の学校施設の改修、更新費用の財源として積み立てたものです。１項教育総務費の説明は、以上でございます。

○田中学務課長　つづきまして、２項小学校費でございます。１目学校管理費は、市内の小学校１５校、新治学園義務教育学校前期課程、廃校となった小学校５校の管理運営に要する経費です。補正予算について、主なものは、小学校児童通学送迎委託料などで、３月議会において入札差金の減額補正をしております。繰越額の主なものは、感染症対策等支援事業及び特別教室の空調機器設置に要する経費です。また、流用につきましては、国の補助金を活用してオンライン授業用ＷＥＢカメラを整備するため、委託料などから教育振興費へ流用したものでございます。それでは、３０５ページに記載の各節について説明します。１節報酬、３節職員手当等及び８節旅費は、学校管理員のほか、小学校及び新治学園義務教育学校前期課程の業務に従事する会計年度任用職員等の人件費でございます。１０節需用費は、小学校等の管理運営に係る経費です。備考欄２つ目、消耗品繰越分の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校等の水道の蛇口をレバー式に交換したものです。修繕料の主なものは、土浦小児童用トイレ手洗い配管修繕ほか、６５件の施設修繕や物品修繕などの支出です。３０６、３０７ページをお願いします。１２節委託料は、小学校等の施設設備の維持管理に係る委託業務でございますが、３０７ページから３０９ページにかけて記載がございます。主なものは、３０７ページの備考欄の中段、上から１２番目、建築物定期点検委託料は、建築基準法の規定により、３年に１度実施しているもので、建築物の敷地及び構造等について、損傷、腐食その他の劣化状況などの点検を行なうものです。３０９ページをお願いします。委託料の備考欄１番下の空調機器設置工事監理委託料（繰越分）は、令和２年度繰越し事業で、小学校等の理科室など、特別教室の空調機器設置に係る工事監理委託料です。ページの中段、１３節使用料及び賃借料は、備考欄上から５番目の教職員の校務用パソコン４３８台分の借上げに係る経費が主なものでございます。その下のシステム使用料の小学校及び新治学園義務教育学校前期課程の校務支援システムにつきましては、３月議会において入札差金の減額補正をしております。１４節工事請負費は、各学校の施設整備工事費です。繰越明許費は、乙戸小及び都和南小の受変電設備更新事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、受変電機器の納期が遅延したことにより、令和４年度に事業繰越しをしたものです。備考欄の上から４番目にあります、東小学校体育館の音響設備設置工事（繰越分）につきましては、令和２年度教育費寄付金活用事業で、東小学校体育館の音響設備更新工事を行ったものです。備考欄の１番下、小学校空調機器設置工事費は、委託料と同様、令和２年度繰越事業で、小学校の理科室など、特別教室に空調機器を設置したものです。１７節備品購入費は、主に、令和２年度繰越し事業の特別教室への空調機器の設置などですが、ブレーカーから直接に専用回線が必要となるような追加工事の必要な規模の大きな教室への取付けは工事請負費で、追加工事の必要のない規模の小さな教室への取付けは、備品購入費としております。備考欄の備品購入費（繰越分）につきましては、令和２年度教育費寄付金活用事業で、音楽用オルガン、

人体骨格模型及び木製合唱台などを購入したものでございます。続きまして、２目教育振興費ですが、補正予算について主なものは、国の補助金を活用し、指導者用 GIGA スクール端末を整備するもので、３月議会に増額補正しております。なお、年度内に納品の見込みが難しいことから、翌年度繰越額の欄の繰越明許費にありますように、全額を令和４年度に繰り越したものでございます。流用などにつきましては、先ほど学校管理費のところで説明しましたように、国の補助金を活用して、オンライン授業用ＷＥＢカメラを整備するため、学校管理費から教育振興費へ流用したものでございます。それでは、３０９ページに記載の各節について説明します。１節報酬は、理科支援員１１名への報酬です。１０節需用費は、教師用指導書と教科書等の購入によるものです。令和２年度に改訂となった小学校用の学級増分の購入が主なものでございます。また、先ほど御説明いたしました、国の補助金を活用して、オンライン授業用ＷＥＢカメラを流用して、各学校に整備したものでございます。１２節委託料は、総合的な学習の時間の推進及び工夫改善のための研究委託料です。３１１ページをお願いします。１３節使用料及び賃借料は、小学校のパソコン教室用のパソコン及びＧＩＧＡスクール構想により、児童１人１台のタブレット端末などのリース料などでございます。備考欄１番下の権利使用料は、授業目的公衆送信補償金というもので、教科書を含む著作物をオンライン授業等で送信するためには、著作の権利者に許諾を得る必要があり、この補償金制度を活用すると、許諾不要でオンライン授業等で教科書などの著作物を利用することが可能になるものでございます。当該経費は、当初予算には計上していませんでしたが、令和３年８月に新型コロナウイルス感染症による県の非常事態宣言下における学校の対応として、リモートによるオンライン学習指導を行うよう通知があり、それを実施するために必要な措置として予備費からの充用で対応したものです。補償金は、９月から３月までの７か月分でございます。１７節備品購入費の繰越し明許費は、先ほどご説明いたしました、国の補助金を活用し、指導者ＧＩＧＡスクール端末を整備するもので、３月議会で増額補正したものでございます。年度内に納品の見込みが難しいことから、全額を令和４年度に繰越したものでございます。１８節負担金補助及び交付金は、各学校で実施しております、観劇、音楽鑑賞に係る一部補助金でございます。コロナ禍の影響により、実施校は、中村小学校、上大津東小学校、神立小学校、都和南小学校の４校でございました。２０節扶助費は、就学援助費として、要保護及び準要保護世帯等の児童７３５人分、特別支援教育就学奨励費として、特別支援学級で学ぶ児童、２４３人分の学用品費、修学旅行費、給食費等に対する援助費です。２目教育振興費までは、以上でございます。

○塚本教育総務課長　３目学校建設費について、教育総務課から説明させていただきます。補正予算について、主なものは、上大津地区統合小学校建設に要する役務費及び委託料について、９月議会で増額補正をしております。また、神立小学校屋内運動場長寿命化改良工事に係る委託料及び工事請負費について、国の交付金が令和４年度から３年

度に前倒し内定があったことから、３月議会で増額補正をしております。なお、測量調査委託料の前払金を除き、いずれも、年度内の事業終了が見込めないことから、令和４年度に繰越をしております。繰越事業費繰越し額については、神立小、乙戸小、都和南小３校のトイレ洋式化に係る工事監理委託料及び工事請負費の令和２年度繰越しでございます。１１節役務費につきましては、上大津地区統合小学校建設に向けた学校用地買収に伴う土地評価等業務等の鑑定料が主なものでございますが、年度内に事業の終了が見込めないことから、令和４年度に事業を繰越しをしております。１２節委託料、備考欄一つ目、二つ目は上大津地区統合小学校に係る整備基本計画策定委託料及び敷地測量調査委託料の前払い分でございます。備考欄、三つ目、四つ目は、神立小学校屋内運動場及び特別教室棟の長寿命化改良事業実施設計委託料及びアスベスト調査委託料でございます。備考欄五つ目は、前年度繰越し事業で神立小、乙戸小、都和南小の３校のトイレの洋式化に係る工事管理委託料でございます。１３節使用料及び賃借料は、小学校の校舎棟などの蛍光灯を譲渡権付き１０年リースにて、ＬＥＤ照明に改修したものでございます。工事の完了が９月末から２月末に変更となったことから、３月に減額補正をしてございます。１４節工事請負費につきましては、前年度繰越し事業で、小学校３校のトイレ洋式化工事でございます。３目学校建設費の説明は以上でございます。

○田中学務課長　つづきまして、３項中学校費でございます。１目学校管理費は、市内の中学校７校及び新治学園義務教育学校後期課程の管理運営に要する経費です。補正予算について主なものは、土浦二中に時計塔を設置するもので、６月議会に増額補正をしております。繰越し額の主なものは、感染症対策等支援事業及び特別教室の空調機器設置に要する経費です。１節報酬、３節職員手当等及び８節旅費は、学校管理員のほか、中学校及び新治学園義務教育学校後期課程の業務に従事する会計年度任用職員等の人件費でございます。１０節需用費は、中学校などの管理、運営に係る経費です。備考欄２つ目、消耗品繰越分の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策として、中学校等の水道の蛇口をレバー式に交換したものです。修繕料の主なものは、土浦六中テニスコートフェンス修繕ほか、３２件の施設修繕や物品修繕などの支出です。１２節委託料は、中学校等の施設設備の維持管理に係る委託業務でございます。主なものは、備考欄の上から８番目、建築物定期点検委託料は、建築基準法の規定により、３年に１度実施しているものでございます。備考欄１番下の空調機器設置工事監理委託料は、令和２年度繰越し事業で、中学校等の理科室など、特別教室の空調機器設置に係る工事監理委託料です。３１４、３１５ページをお願いします。１３節使用料及び賃借料は、備考欄上から５番目、パソコン使用料につきましては、小学校費と同様に、中学校の教職員の校務処理用パソコン２５１台分の借上げにかかる経費が主なものでございます。その下のシステム使用料につきましても、中学校及び新治学園後期課程の校務支援システムになります。なお、３月補正で入札差金の減額補正をしております。１４節工事請負費は、各学

校施設整備工事を行ったものです。備考欄３つ目、土浦第二中学校時計塔設置工事費は、６月議会において増額補正をした事業でございます。こちらは、令和２年度の中川ヒューム管工業株式会社から土浦二中に対する教育費寄付金を活用し、時計塔を設置しております。備考欄の下から３番目にあります、土浦第三中学校門扉改修工事（繰越分）につきましては、令和２年度教育費寄付金活用事業で、土浦三中敷地北側門扉の改修工事を行ったものです。備考欄の１番下にあります、中学校空調機器設置工事費（繰越分）は、委託料と同様、令和２年度繰越し事業で、中学校等の理科室など、特別教室に空調機器を設置したものです。１７節備品購入費は、令和２年度繰越し事業の特別教室への空調機器の設置などのほか、その下の備品購入費（繰越分）につきましては、令和２年度教育費寄付金活用事業で、土浦三中の体育館放送機器、卓球台及び野外ポール時計などを購入したものでございます。つぎに、２目教育振興費です。補正予算について、主なものは、小学校費と同様に、国の補助金を活用し、指導者用ＧＩＧＡスクール端末を整備するもので、３月議会に増額補正しております。なお、年度内に納品の見込みが難しいことから、翌年度繰越額の欄の繰越し明許費にありますように、全額を令和４年度に繰越したものでございます。また、コロナ禍の影響により中止となった、市内公立中学校、義務教育学校８校の９年生の修学旅行の取消料を５月議会で３５８万３，０００円、１２月議会で３３８万９，０００円増額補正したものです。流用などにつきましては、小学校費と同様に、国の補助金を活用してオンライン授業用ＷＥＢカメラを整備するため、学校管理費から教育振興費へ流用したものでございます。１０節需用費は、小学校費と同様に、国の補助金を活用してオンライン授業用ＷＥＢカメラを流用して、各学校に整備したものでございます。１２節委託料は、先程の小学校費と同様の総合的な学習推進研究委託料でございます。１３節使用料及び賃借料は、中学校のパソコン教室用のパソコン及びＧＩＧＡスクール端末などのリース料でございます。また、権利使用料は、授業目的公衆送信補償金で、小学校費で説明したものと同様のものでございます。小学校費と同じく、予備費からの充用で対応しております。補償金は、９月から３月までの７か月分でございます。１７節備品購入費の繰越し明許費は、先ほど御説明いたしました、国の補助金を活用し、指導者用ＧＩＧＡスクール端末を整備したものでございます。２０節、扶助費は、小学校費同様、幼保護及び準要保護世帯等の生徒４３０人、特別支援教育就学奨励費として、特別支援学級で学ぶ生徒、８８人分の学用品、給食費などの援助費でございます。２１節補償補填及び賠償金は、コロナ禍の影響により中止となった中学校などの８校の９年生の修学旅行の取消料を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応したものです。春から秋への延期に伴う取消料、３５８万３，０００円を５月議会で増額補正し、秋に延期した修学旅行を中止したことに伴う取消料、３３８万９，０００円を１２月議会で増額補正したものです。２目教育振興費までは、以上でございます。

○塚本教育総務課長　３目学校建設費について、教育総務課から説明させていただきます。補正予算について、主なものは、土浦一中、三中昇降機設置工事及び土浦四中長寿命化改良工事に係る工事請負費等で、国の交付金が令和４年度から３年度に前倒し内定があったことから、３月議会で増額補正をしております。なお、いずれも年度内の事業終了が見込めないことから、令和４年度に繰越しをしております。１２節委託料、備考欄一つ目から三つ目は、土浦四中長寿命化改良事業に係る実施設計等の委託料です。また、四つ目は、前年度繰越事業で、都和中のトイレの洋式化に係る工事監理委託料です。１３節使用料及び賃借料は、中学校の校舎棟などの蛍光灯を譲渡権付き１０年リースにて、ＬＥＤ照明に改修したものでございます。工事の完了が９月末から１月に変更となったことから、１月に減額補正をしてございます。１４節工事請負費は前年度繰越し事業で、都和中のトイレ洋式化工事でございます。３目学校建設費の説明は以上でございます。

○田中学務課長　１目幼稚園費は、土浦幼稚園の管理運営に要する経費です。補正予算につきましては、人事異動に伴い、１２月議会で減額補正をしたものが主なものです。１節報酬から４節共済費及び８節旅費は、幼稚園の業務に従事する園長、教頭、教諭等の職員のほか、会計年度職員等の人件費でございます。なお、１節報酬のうち、園長及び特別支援教育支援員の会計年度任用職員分の報酬につきましては、国の保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業が２月に前倒しとなったことから、２月、３月の月額報酬を３％増額しております。１０節需用費は、記載のとおり、土浦幼稚園の管理運営に係る経費でございます。３１８、３１９ページをお願いします。１４節工事請負費につきましては、支出がございませんでした。１８節負担金補助及び交付金は、備考欄に記載のとおり、全国国公立幼稚園長会等の負担金などでございます。１９節扶助費につきましては、広域入園に係る施設型給付費で、土浦市在住者が牛久市立幼稚園に就園することに伴い、牛久市に支払う給付費でございます。幼稚園費は、以上でございます。

○下村委員長　委員の皆さん、ここまでで何か質問や意見はありませんか。

○矢口委員　これはどうしても聞いておかないといけないと思いまので、質問させていただきます。小学校の学校建設費です。３１１ページ、上大津統合小学校の合計１，８００万円余りが支出されていますが、場所の件でもう一度話し合うということになりましたが、支出した分が無駄になっていないかどうか御説明いただけますでしょうか。

○塚本教育総務課長　上大津統合小学校のこれまでの委託料ですね、令和３年度の支出につきましては、上大津地区統合小学校の整備基本計画策定業務委託と用地測量の前払い金を３年度に支出しておりまして、物件補償費につきましては、令和４年度に事業を繰越しております。こちらの分につきましてしては、上大津統合小学校の現候補地である、五中西側を想定しておりまして、鑑定等をしたものでございますので、費用につきましては、そちらに関する費用となります。基本計画策定につきましては、今回、建設

候補地が変わった場合につきましては、概ねの部分は、この基本計画通りに使用するものでございますが、今のところまだ案でございまして、確定した際には、一部を修正して使用するようなかたちで考えております。用地測量につきましては、五中西側になりますので、新たな場所になった場合には改めて測量することになります。

○矢口委員　とても意地悪な質問で恐縮ですが、私たちの立場では、どうしても確認しなければいけないところなので、この部分をどのように判断するかどうかはまた別のところだと思うのですが、後の扱いは委員長にお願いします。

○下村委員長　昨年の時点では、反対というかそういう検討は、地元から出ていませんから、昨年補正予算も９月議会で通しました。それで検討されたものを測量費や土地鑑定料は入っていたと思うのです。その時点では何も無かったので、今後発生した時には、この問題はそれぞれ皆さんの考え方になると感じます。

○望月教育部長　御指摘のとおりでございまして、結果としては、候補地が変わる見込みでありまして、これまでの候補地に対する経費としましては、決算書に記載のとおりでございます。先ほど、塚本課長から説明があったとおり、新たな候補地については、新たな測量や調査が発生しますし、基本計画の部分については、中身の一部を修正する形での経費ということなので、全く無駄になっている意味合いではございませんが、我々の方もやむを得ず掛けざるを得ない経費については、委員の皆さんに御相談しながら、必要なものについて審議をお願いしたいと思います。

○目黒委員　３０７ページの備品処分委託料は何を処分したのかということと下から２番目の建築物環境衛生費の特定建築物は何かの説明をお願いします。

○田中学務課長　備品処分委託料につきましては、学務課でお答えさせていただきます。こちらにつきましては、旧山ノ荘小学校に残っている残置物の処分でございます。

○塚本教育総務課長　こちらは建築物衛生法上、学校環境衛生法上の基準によりまして、面積が８，０００平米以上の建物について、空気環境の調整について、委託をしておりまして、対象校としましては、土浦小学校が学校と体育館の面積が同じ敷地内で隣接して建っているものですから、合算した面積になりますと、土浦小学校１校のみが土浦市内で該当するということで、土浦小学校の委託料になります。

○下村委員長　３０１ページの１０節で需用費がありまして、消耗品費の説明の時に、デジタル教科書という説明があったと思うのですが、振分けとして、デジタル教科書は需用費の中の消耗品費でいいのだろうけれど、不自然だと思いまして、御説明をお願いします。

○田上指導課長　ただ今御質問いただきましたデジタル教科書の需用費の消耗品費の扱いにつきましては、資料を持ち合わせていないので、後ほど資料を持ち合わせて、御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○下村委員長　分かりました。ありがとうございます。３０７と３１３ページの建築物

定期点検は、小中学校の何校分ですか。
○塚本教育総務課長　全校分になります。
○下村委員長　産業廃棄物はどのようなものを処分しているのですか。
○田中学務課長　学校で出るごみを処分するのですが、事業所から出るごみということで、産廃扱いになり、処分したものでございます。使わなくなった体育用品や家具など学校生活で使っているもの全般です。
○下村委員長　ながみねのセンターに自衛隊がトラックで持っていきます。月に１回精算するのか、年に１回精算するのか分かりませんが、自分たちで運んで処分するというやり方をしているので、事業者となると産業廃棄物になるが、市が直接持っていけば、そういったことにならないかもしれないので、検討すれば金額が変わってきます。そこを検討をして、実施していただければと思います。また、修学旅行で、３１７ページ、修学旅行の取消料があったが、これ以外に支払った金額はあるのですか。
○田上指導課長　計上させていただいている金額のみ支払させていただいており、それ以外にはございません。
○下村委員長　例えばの話ですけれども、生徒の積立金がこの公会計の中に入っていかないものが支払われているということはないんですね。
○田上指導課長　それはございません。
○下村委員長　田中学務課長、３１１ページで２０節ってありますか。１９節しかないんですけど、何か説明で２０節って言わなかったですか。
○田中学務課長　すいません。１９節の誤りでございます。失礼しました。
○下村委員長　訂正しておいてください。ほかになければ、次に行きます。第５項社会教育費、第１目社会教育総務費から第７目生涯学習館費までお願いします。
○佐賀生涯学習課長　５項、１目社会教育総務費でございます。３１８、３１９ページをお願いします。社会教育総務費の主なものにつきましては、社会教育に従事する職員の人件費及び家庭教育やコミュニティーサークルに係る経費が主なものでございます。補正予算につきましては、コロナの影響で実施できなかった事業の減や職員の人事異動に伴う減額が主なものでございます。１節報酬につきましては、社会教育委員及び学校支援ボランティアの報酬でございます。不用額につきましては、社会教育委員が参加する研修会等がコロナで中止になったためでございます。７節報償費につきましては、コミュニティスクール推進委員の報酬のほか、生涯学習推進事業の各種講座等の講師に対する謝礼でございますが、研修等はコロナでほとんどを中止としたものでございます。３２１ページをお願いします。１２節委託料につきましては、各学校ごとに開催している家庭教育学級の開設運営がコロナの影響で、全校で活動を中止したものでございます。１３節使用料のうち、権利使用料につきましては、オンライン会議や研修等に活用するためＺＯＯＭのライセンスでございます。１目の説明は以上でございます。

○中澤文化振興課長　同じく３２０ページ、３２１ページをお願いします。２目文化財保護費でございます。補正予算覧にございます、１６６万５，０００円の増額は、国登録有形文化財、一色家住宅の寄贈に伴う境界測量の委託料でございます。１節報酬につきましては、文化財保護審議会委員の委員報酬及び文化庁の補助事業である、未指定文化財調査の非常勤職員と埋蔵文化財の確認調査作業員の報酬費でございます。７節報償費につきましては、新規事業であります、文化財保存活用地域計画推進協議会委員及び文化庁職員の指導による報償費でございます。１２節委託料につきましては、水戸街道松並木、真鍋のサクラなどの指定文化財に係る維持管理経費などが主なものでございます。なお、備考欄一番下の歴史的建造物状況確認調査委託料は、市内の歴史的建造物の状況調査を行ったものです。３２２ページ、３２３ページをお願いします。備考欄一番上の一色家住宅境界地積測量等委託料は、一色家住宅の寄贈申請に伴い、境界確定の測量調査を行ったものです。歴史的建造物屋根瓦調査委託料は、土浦城跡の櫓門、西櫓、東櫓の屋根瓦の老朽化による落下防止の危険性を探るための調査委託料でございます。霞門改修工事設計委託料は、老朽化した霞門の改修工事に伴う設計委託料で、３分の１の額が県補助金となっております。遺跡地図更新委託料は、埋蔵文化財包蔵地の遺跡地図の更新とホームページ上で閲覧できるようにするためのデータ作成のための委託料でございます。発掘調査支援委託料は、開発行為等が行われる際に、遺跡の確認調査を行ったものでして、２分の１の額が国庫補助金となっております。１４節工事請負費は、備考欄記載のとおり、市所有の文化財建造物に自動火災報知機を設置したものでございます。１７節備品購入費は、大手町にございます市指定史跡、沼尻墨俑の墓の文化財説明板の銘板を取り換えたものでございます。１８節負担金補助及び交付金は、全国史跡整備市町村協議会への定例的な負担金のほか、国登録無形民俗文化財、霞ヶ浦の帆引網漁の技術の調査に対する負担金及び土浦市文化財愛護の会等への事業補助金でございます。また、備考欄下から２番目の指定文化財修理費等補助金は、下高津にございます市指定文化財愛宕神社本殿拝殿のかやぶき屋根の部分修理に対し、事業費の２分の１の額を補助したものでございます。次にございます、前野家住宅修理費補助金も同じく、茅葺屋根の部分修理に対する補助金でして、事業費の２分の１の額を補助したものです。２目までは、以上でございます。

○堀部上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長　３目ふるさと歴史の広場管理費について、主なものを御説明いたします。内容は、施設の維持管理運営や展示、講座などの教育普及事業、また、遺跡調査に係る経費でございます。繰越事業費、１３６万１，０００円は、新型コロナウイルス感染症対策として、屋外トイレの洋式化改修工事と水栓レバー交換に係る交付金でございます。令和３年３月議会で補正をお願いし、年度内に事業の終了が見込めないことから、令和３年度に繰越しをしたものでございます。１節報酬は、受付や資料調査等の会計年度任用職員の報酬でございます。７節報償費は、講座の講師

謝礼などでございます。不用額は、国の緊急事態宣言に基づく休館により、講座が中止になったことなどによるものです。８節旅費は、企画展の資料調査及び借用、返却等に伴う旅費、会計年度任用職員の通勤に伴う費用弁償でございます。３２４ページ、３２５ページをお願いいたします。１０節需用費の主なものは、展覧会のポスター、チラシなどの印刷製本費、電気代等の光熱水費、修繕料などが主なものでございます。修繕料につきましては、新型コロナウイルス感染症対応交付金を用いた水栓レバーの交換を繰越しのうえ実施いたしました。１１節役務費は、電話代のほか、企画展に係る諸経費、水槽清掃の手数料などでございます。１２節委託料は、備考欄記載のとおり、１３件の委託料でございます。施設、設備の保守管理のほか、建物長寿命化計画の策定や出土した金属製品の保存処理委託、古墳の発掘調査に伴う樹木伐採と調査後の埋め戻しの委託でございます。１３節使用料及び賃借料は、館内のＬＥＤ照明のリース料ほか、備考欄記載のとおりでございます。３２６、３２７ページをお願いします。１４節工事請負費１２８万７，０００円は、新型コロナウイルス感染症対応交付金を用いた、屋外トイレの和式便器を蓋つきの洋式便器に改修する工事です。繰越しのうえ、実施いたしました。１８節負担金補助金及び交付金は、日本博物館協会会費、ほか２件の負担金です。３目の説明は以上です。

○中澤文化振興課長　つづきまして、４目芸術文化振興費でございます。補正予算額の覧、１８３万４，０００千円の減額は、新型コロナウイルスの影響で中止となった土浦薪能補助金３５０万円の減額に、新型コロナウイルス感染症対策事業臨時交付金と文化振興基金利子の増額を差し引いた額でございます。１節報酬につきましては、文化振興事業の会計年度任用職員１名と市民ギャラリー受付３名分の経費でございます。７節報償費につきましては、市美術展委員会委員の謝礼と市民ギャラリー企画展等に対する展示作品の借用謝礼が主なものでございます。１０節需用費の繰越明許費、１００万７，６００円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業臨時交付金のうち、市民会館で密を避けるために利用する、パーティションポール４０台分の購入費でして、年度内の納品が見込めないことから繰越しをしたものでございます。１２節委託料は、市美術展開催委託料と市民ギャラリーの維持管理に伴う委託料５件などです。また、音活サイト、アプリ構築委託料は、市内で音楽活動などを行う人に有用な情報を提供するアプリの構築委託料です。１３節使用料及び賃借料は、市民ギャラリーに伴う使用料、借上料でございます。うち、駐車場使用料は、ギャラリー来館者のための駐車場の無料化措置による使用料でございまして、不用額の１７万余円は、主に新型コロナウイルスの影響により、駐車場の利用が低迷したことによるものです。１７節備品購入費は、感染症対策用備品として、市民ギャラリーにサーマルカメラ１台を購入したものでございます。３２８ページ、３２９ページをお願いします。１８節負担金補助及び交付金の負担金は、アルカス土浦管理組合に支払う市民ギャラリーの光熱費、上下水道費、管理費等

の経費でございます。補助金につきましては、文化祭開催事業に伴う文化協会などへの補助金でございます。不用額の２５４万５，０００余円は、新型コロナウイルスの影響により、市民ギャラリーの光熱水費の減と文化祭事業の一部中止による事業費精算によるものです。続きまして、５目市民会館管理費でございます。１０節需用費修繕料は、機械室等のクラック発生に伴う外壁修繕と車椅子用リフトの修繕でございます。１２節委託料は、市民会館の管理運営に係る指定管理料と長寿命化計画策定委託料でございます。なお、不用額の１，４５７万６，０００余円は、新型コロナウイルスの影響により、予約が入っていたイベント事業などが中止となったことから、３月末の精算時に不用額が生じたものです。１４節工事請負費は、市民会館西側敷地の舗装工事を行ったものでございます。４目、５目は、以上でございます。

○佐賀生涯学習課長　６目公民館費でございます。こちらは、公民館８館の人件費、施設の維持管理に係る経費でございます。繰越し事業につきましては、一中公のエアコン故障に伴う工事やコロナ対策で水栓レバーの交換の工事でございます。流用につきましては、公民館夜間及び休館日開館管理委託の差金を生涯学習館で故障したエアコンの購入に充てたものでございます。１０節報酬は、公民館指導員及び会計年度任用職員の経費でございます。１１節需用費につきましては、地区公民館８館の光熱水費及び老朽化した施設の修繕料が主なものでございます。１２節委託料につきましては、次ページに続いておりますが、荒川沖の東部、西部地区学習等供用施設の指定管理料及び公民館の維持管理に必要な設備の保守点検等の経費でございます。また、公民館等施設の長寿命化計画を策定したものでございます。１３節使用料及び賃借料につきましては、機器の使用料、駐車場用地の借地料が主なものでございます。１４節工事請負費のうち、エアコン更新、屋根補修、次ページの受電設備につきましては、老朽化に伴う修繕でございます。各地区公民館網戸設置工事につきましては、三中、四中、六中地区公民館が防音サッシのため網戸が設置されていなかったことから、コロナの換気対策で改修したものです。また、同じく、コロナ対策で新治を除く各公民館の水栓レバーを交換したものでございます。７目生涯学習館費でございます。こちらは、生涯学習館の管理に係る経費で、指定管理委託料が主なものでございます。７節備品購入費につきましては、急遽エアコンが故障し、入替が必要になったため、８月に２台を予備費で、１月に２台を流用で対応したものです。７目までの説明は以上です。

○下村委員長　委員の皆さん、ここまでで何か御意見等ありますでしょうか。

○奥谷副委員　３２６、３２７の芸術文化振興費の中で１２節委託料、下から３番目、音活サイトアプリ構築委託料、またその下に維持管理委託料があるのですが、先ほど御説明いただいたのですが、もう少しイメージしやすいように説明いただきたいのと今サイトを利用している実績はつかんでいるのか教えてください。

○中澤文化振興課長　音活サイトアプリ構築委託料の質問でございます。こちらにつき

ましては、市内の音楽活動等を行う人に対しまして、有用な情報を提供いたしまして、芸術文化活動を支援するとともに、関係人口の創出を図るというものでございます。音楽活動ができる場所を検索して、アプリで照会できるというような、アプリで土浦の音楽活動のポイントを分かるようにするというものでございます。維持管理委託料でございますが、現在、アップルとグーグルへ公開承認の申請をしている最中でございまして、現在のところ、承認許可が下りていない状況でございまして、稼働していない状況でございます。

○目黒委員　３２１ページの東城寺の経塚が土浦市の管理だということは、初めて知ったのですが、どの程度管理されているのか。草刈り程度なのか教えていただきたいと思います。

○中澤文化振興課長　東城寺経塚草刈委託料につきましては、草刈りの選定等でございます。山の上のほうにございまして、夏場に相当草が生い茂ってしまうということで、定期的に草刈りを実施しております。

○目黒委員　農林水産課から聞いたのですが、ハザードマップで土石流のところがあると知って、ここは大丈夫なのか確認をお願いします。

○中澤文化振興課長　この東城寺経塚というのは、平安時代末期に作成された塚でございます。それから、８００年余りになると思うのですが、その間土石流があった痕跡は見られないので、今のところ大丈夫かと思います。ただし、東城寺の本堂がある部分と山の方に登っていく部分は急傾斜地でありますので、専門家ではないので詳しくは分かりませんが、何とも言えないかなと思いますが、長年、土石流が発生したということは、歴史的には聞き覚えがありません。

○目黒委員　もう一点。３２９ページの東部地区学習等供用施設の指定管理の業者はどこですか。

○佐賀生涯学習課長　東部地区学習等供用施設でございますが、地元の荒川沖東の方にお願いしております。

○目黒委員　現状、荒川沖東１丁目、２丁目、３丁目で合同で公民館的な使い方をしていると、近隣から聞いているが、その使い方は今後も問題なくできるということでよろしいでしょうか。

○佐賀生涯学習課長　地区のコミュニティーの活用にご利用いただいています。しかし、施設がかなり老朽化している問題がございますので、あり方については、地元の方も含めて検討していく必要があると思っています。

○下村委員長　ここで一旦、休憩としたいと思います。

（午後２時０７分休憩）

（午後２時１５分再開）

○下村委員長　再開いたします。最初に田上指導課長よろしくお願いします。

○田上指導課長　先ほど委員長から御質問いただきました、決算書３０１ページ１０節需用費の消耗品費、デジタル教科書の件についてでございますが、本来であれば、３年以上、５万円以上のものは備品となりますが、教科書が４年に１度改定されることから、４年で使用できなくなるという視点で、消耗品的なものと財政の方から査定を受けまして、そのような対応をさせていただきました。

○下村委員長　金額が大きいので、扱いが違うのかなと思いました。そういう視点が本来、良いのかどうかと他市町村ではどうしているのかを参考として調べておいたほうがいいのかなと思います。それでは、第８目博物館費から第１２目青少年の家管理費までをお願いします。

○木塚博物館副館長　８目博物館費の主なものをご説明いたします。内容は、施設の維持管理及び展示や教育普及事業を実施したものです。補正予算の増減の主なものは、改修工事にかかる実施設計委託料と職員の昇給に伴う給料の差額でございます。繰越し費、１４２万９，０００円は、新型コロナウイルス感染症対策として、来館者トイレなどの水栓レバー１１個を交換するための１２万９，０００円と空調システム、チラーユニットのレシーバーの交換工事、１３０万円の合計でございます。予備費、３８万５，０００円は、会計年度任用職員の費用弁償等でございます。繰越し明許費、１，９８０万円は大規模改修の実施設計が年度内に終了しなかったため、委託料を次年度に繰越しました。１節報酬は、館長ほか、受付職員など９名の会計年度任用職員の報酬でございます。７節報償費は、特別展の図録原稿執筆謝礼、体験講座講師への謝礼などでございます。１０節需用費の主なものは、特別展図録、ポスター、チラシなどの印刷製本費、電気代等の光熱水費です。１１節役務費ですが、特別展、テーマ展に係る各種経費でございます。１２節委託料は、主に施設設備の保守や管理、収蔵資料の保存のための業務委託等でございます。繰越し明許費、１，９８０万円は、大規模改修の実施設計を令和４年度に繰越したものです。３３４ページと３３５ページをお願いします。１３節使用料および賃借料は、備考欄に記載のとおりです。１４節工事請負費、１２９万９，１００円は、チラーユニットのレシーバー交換ですが、令和２年度からの繰越しにより実施いたしました。１７節備品購入費は、土浦藩８代藩主土屋寛直の具足ほか、土浦関連資料を購入したものです。１８節負担金補助及び交付金は、日本博物館協会会費ほか、２件の負担金です。以上です。

○武藤図書館長　３３４、３３５ページをお願いします。９目図書館費でございます。図書館費の主なものにつきましては、図書館の運営に係る人件費、図書購入等の需用費、図書館の管理運営に係る委託料、使用料、賃借料等の経費でございます。補正予算につきましては、職員の人事異動に伴う減、コロナウイルス感染症対策事業としまして、電子書籍の購入に係る費用を増額補正したものでございます。なお、電子書籍購入の予算、５５１万６，０００円につきましては、翌年度に繰越しをさせていただいております。

１節報酬につきましては、図書館協議会委員の報酬でございます。７節報償費につきましては、図書館主催の自主講座やイベント等の講師謝礼でございます。続きまして、３３７ページをお願いします。１０節需用費につきましては、消耗品費、印刷製本費、修繕料が主なものでございます。消耗品費は、図書、雑誌、新聞などの資料購入費が主なものでございます。印刷製本費は、図書館利用カードなどの印刷費でございます。修繕料は、自動化書庫のバッテリー、３階空調機フィルターなどの交換修繕でございます。１２節委託料につきましては、図書館の運営に係る窓口業務委託料、施設の管理にかかるエレベーター、空調設備等の保守点検、清掃委託などでございます。また、音響照明委託料につきましては、図書館閉館後の屋上ガーデンでのイベント開催に伴う音響、照明設置等の委託でございます。１３節使用料及び賃借料につきましては、複写機使用料、所蔵図書や利用者情報を管理する図書館管理システム使用料、新聞記事のバックナンバーを閲覧できるオンラインデータベース等の権利使用料、アルカス土浦、市営駐車場の駐車料金無料化措置分の駐車場使用料が主なものでございます。なお、繰越しにつきましては、コロナウイルス感染症対策事業としまして、電子書籍購入に係る権利使用料でございます。なお、不用額、７９８万２，０００円につきましては、駐車場使用料がコロナ対策による臨時休館などにより、利用者が減少したことが主な要因でございます。１８節負担金補助及び交付金につきましては、次ページに続いておりますが、各図書館協会負担金、アルカス土浦管理負担金でございます。アルカス土浦管理負担金につきましては、アルカス土浦管理組合に支払う負担金で、施設管理の運営費等に充当されています。なお、不用額、４４１万２，０００円につきましては、アルカス土浦管理負担金がコロナ対策による臨時休館等に伴う光熱水費の減が主な要因でございます。９目図書館費の説明は以上でございます。

○木塚博物館副館長　１０目市史編さん費の主なものをご説明いたします。内容は、土浦の地域史編さんを目的に、歴史資料の解読や資料の整理等を実施したものです。１節報酬は、古文書の解読や資料のデータ整理、入力を行う、会計年度任用職員５名分の報酬でございます。１０節需用費は、事務用消耗品、印刷製本費は、長島尉信来翰集に伴う印刷製本費です。１２節委託料は、市内に残る古文書を整理し、その目録の作成に伴うものです。新型コロナ感染症拡大のため、整理の実施日を減らしたため、３６万円のところ、２８万８，０００円に契約変更いたしました。１０目市史編さん費の説明は以上でございます。

○佐賀生涯学習課長　つづきまして、１１目青少年育成費でございます。こちらは、青少年の健全育成事業に係るもので、青少年指導室や青少年相談員の経費や成人式の開催などでございます。繰越しにつきましては、令和３年成人式等に関する予算でございます。１節報酬及び３節職員手当などは、青少年指導室などに係る人件費でございます。７節報償費につきましては、青少年相談員などの経費でございます。１０節需用費につ

きましては、成人式の消耗品で主にコロナ対策で抗原検査キット等を購入したものでございます。１２節委託料につきましては、成人式の駐車場警備及び動画配信でございます。１３節使用料及び賃借料につきましては、青少年センターで利用する機器のリース料や成人式で利用するクラフトシビックホール土浦及びテントの使用料等でございます。３４０、３４１ページをお願いします。１４節工事請負費につきましては、繰越しとなっております、児童クラブの水栓レーバーの交換工事でございます。この事業は、保育課において予算執行したものでございます。１８節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、土浦市子ども会育成連合会事業補助金ほか、１件でございます。子ども会育成連合会事業につきましては、当初予算が１００万円でございましたが、主な行事がコロナの影響の為に中止となったことから、８３万５，０００余円を返納いただいております。続きまして、１２目青少年の家管理費でございます。こちらは、青少年の家の維持管理に係る経費でございます。１節報酬は、会計年度任用職員２名の報酬でございます。１２節委託料につきましては、施設の維持管理に係る経費でございます。３４３ページをお願いします。１３節使用料及び賃借料につきましては、青少年の家の土地所有者５件と契約している借地料が主なものでございます。１２目までの説明は以上です。

○下村委員長　委員の皆さん、ここまでで何か質問等はございますか。

○福田委員　博物館費で土浦藩氏の具足購入がありましたけれど、購入までの経緯をお願いします。

○木塚博物館副館長　購入までの経緯につきましては、刀剣武具の専門店である、東京の古美術商からこのかっちゅうが見つかったという知らせがございまして、金額ともども提示されたことから、購入に向けて手順を踏んだものでございます。

○福田委員　かっちゅうが出てきて、その辺は鑑定書付きでよろしいでしょうか。

○木塚博物館副館長　委員仰せのとおり、購入につきましては、推薦文をいただいておりまして、お２人からいただいておりますが、お１人は日本かっちゅう武具研究保存会の方が１名、国文学研究資料館の歴史的な側面からの推薦分が１名ということで、鑑定まではしておりませんが、推薦をいただいて、価格についても妥当であるという文書をいただいております。

○下村委員長　青少年の家、最近いろいろ問題があって、借地料の話。地主さんと借地料の改定についての交渉は、過去やってきているのでしょうか。

○佐賀生涯学習課長　今まで資産税などもかなり変わってきておりますので、当初から５０年近くたっておりますので、借地料の改定というのは、その都度行っているところでございます。近年では平成２９年ですけれども、土地の価格の下落に伴いまして、減額の修正をさせていただいております。その前が平米当たり３５６円であったところを３１５円に改訂いたしました。固定資産税の課税標準額の４％程度を目安としておりまして、その金額に改定しております。近年においては、税額のほうも安定しているとい

うことで、その金額で契約させていただいているところでございます。
○下村委員長　なぜ伺ったかというと、再編廃止というような話が出た。お金のことだからお伺いしますが、全面借地で、借地料が変わっているからという表現で、廃止とかに策定委員会のほうが重点を置いた考え方なのですね。それでは、交渉して借地料が下がるならば、考えが変わるのかもしれないし、そこら辺の交渉が必要なのかなと感じます。借地は鑑定された結果で金額が決定するのでしょうが、先ほどの課税の４％とか、そこのところ全面借地だから、すごくお金が掛かっていますよと強調されていますから。もうちょっと下げられるのか検討したほうが良いのかなと思います。その辺りに考慮いただいて、下げられるかどうかは交渉次第ですが、考慮いただいたほうがよろしいかなと思います。
○佐賀生涯学習課長　委員長おっしゃるとおり、施設の在り方、その後の利用等も含めて、今後検討をしていく必要があると思いますので、その際は御相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○下村委員長　ほかに無ければ、次に移ります。第６項保健体育費、第１１款、第２項文教関係災害復旧費の御説明をお願いします。
○大橋スポーツ振興課長　保健体育総務費はスポーツ推進委員やスポーツ振興課全般に係る経費で、支出済額は２億２０６万５，２８４円。令和２年度に比べ、１，４００万円ほどで、約７％の減でございます。１節報酬は、スポーツ推進委員、会計年度任用職員の報酬です。２節給料、３節職員手当、４節共済費は、スポーツ振興課、川口運動公園管理事務所等、計１４人分の人件費でございます。１８節負担金補助及び交付金は、備考欄に記載の上部組織である４つの団体への負担金。スポーツ推進委員協議会への補助金は、例年、２２万６，０００円の補助金ですが、コロナ禍での事業規模縮小により、１３万６，０００円返納し、９万円の決算となりました。２７節繰出し金は、木田余グラウンドの用地取得に係る償還金について、公共用地先行取得事業特別会計に繰出したものでございます。つづきまして、３４５ページにかけて社会体育振興費です。２目社会体育振興費は、支出済額、１，２１９万２，１０７円で、令和２年度歳出と比べて、１，０００万円強少なく、４５．８％の減となりました。大きなものでは、１２節委託料において、例年ですと、市民体育祭の各地区への委託料がございますが、一律中止といたしましたので、６４３万５，０００円、１２月議会にて減額補正させていただきました。さらに、１８節補助金においては、コロナで大会等が中止となったことに伴い、体育協会、スポーツ少年団ともに返金措置。小中学校児童生徒各種大会参加等補助金は、一部の大会が中止のため３月議会で、３６２万２，０００円、同様に減額補正しております。続きまして、同じ３４５ページ、３目体育施設費でございます。３目体育施設費では、国の補正予算に合わせ、新治グラウンドの人工芝整備工事を前倒しで実施することが大きく、４億１，０００万円余りの補正を経て、支出済額は、３億４，７６３万９

２５円、令和２年度支出より、１億３，４００万円以上多く、比率では１６３．１％となりました。主な歳出ですが、１節報酬は、武道館や乙戸テニスコートなどの４施設、会計年度任用職員、延べ９人分の人件費でございます。１０節需用費では、一誠商事から市民運動広場へのベンチの寄付の申出を予算措置したもので、納期の都合で繰越し明許費で計上したものです。また、光熱水費では、電気代、水道代の不用額が見込まれたため、３月議会において、１４２万１，０００円を減額補正いたしました。１２節委託料でございます。霞ヶ浦文化体育会館に始まり、３４７ページを経て、３４９ページの最後のスポーツ施設長寿命化計画策定委託まで、延べ３４件の委託業務でございます。８月５日をもって中止となった水郷プール管理委託料など、１２月議会で１，１３０万１，０００円の減額補正。３月議会では、４件の契約差金、４４０万２，０００円の補正減とさせていただきました。委託料合計では、令和２年度に対し５，６５０万円程度、１３７％となりました。１３節使用料及び賃借料は、武道館駐車場及び南部地区運動広場の借地料が主なものでございます。１４節工事請負費については、感染症対策として、市内体育施設のトイレの洋式化、蓋掛け、水道蛇口のレバーハンドル化の繰越し分を含め、令和３年度は、１６件もの工事を行いました。３４９ページ中段ほどにお示しのとおり、繰越し明許費は、新治の人工芝整備と佐野子のトイレ分として、３億８，３００万余円。事故繰越しの３，４３２万円は、川口運動公園のトイレ改修分でございます。スポーツ振興課からは一旦ここまでとなります。

○田中学務課長　４目学校保健管理費につきましては、児童、生徒及び教職員の各種保健管理に係る経費でございます。繰越し額につきましては、学校における新型コロナウイルス集団感染防止のため、保健衛生用品の購入が年度内に見込めないことから、令和３年度に繰越ししたものでございます。１節報酬につきましては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、計１５７人分の報酬と教育委員会産業医の報酬でございます。７節報償費は、就園就学児の健康診断に対する担当医、延べ５３人への謝礼でございます。１０節消耗品につきましては、先ほど御説明しました、繰越しなど行い、学校における集団感染防止のための保健衛生用品でございます。１２節委託料につきましては、備考欄に記載のとおり、教職員及び児童生徒の各種診断に係る経費で、心臓検診委託料や教職員定期健康診断委託料などでございます。３５２、３５３ページをお願いいたします。１８節、負担金補助及び交付金の負担金につきましては、園児及び児童生徒が園や学校でけがをした場合の保険として加入する、日本スポーツ振興センター災害共済への負担金が主なものでございます。４目学校保健管理費につきましては、以上でございます。

○寺崎学校給食センター所長　５目学校給食費です。こちらは、学校給食センターの管理運営経費及び給食提供に係る経費でございます。まずは、３５２ページの補正予算額の９０６万８，０００円ですが、３月議会での補正減でございます。９月の臨時休校に伴い、給食センター自体が稼働しなかったため抑えられた報酬。こちらは、給食配膳員

の人件費。需用費、こちらは、電気、上下水道の光熱費。そして、委託料、こちらは、空調設備保守点検の契約差金です。それでは、各節の主なものについてご説明申し上げます。１節報酬から４節共済費までは、学校給食センターに従事する職員６名及び非常勤職員等の人件費でございます。８節旅費は、学校給食配膳員分４３名を含む会計年度任用職員の通勤費用です。１０節の需用費は、学校給食センターの管理運営及び給食調理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料等でございます。そのうち、備考欄にございます、賄材料費については、児童、生徒、教職員など、約１万１，０００人分の食材購入費でございます。不用額欄に記載の額につきましては、昨年９月の学校臨時休業に伴う給食停止により、食材費の出費が抑えられたことにより、生じた賄材料費が約９６％を占めています。３月に補正減しなかった理由としては、臨時休業の代替として冬休みに登校し、給食を提供することになったことや冬場の急激な野菜高騰に備えて財源を確保しておく必要があったからです。１１節役務費のうち手数料とございますが、主なものとしては、職員の保菌検査手数料や給食センター内の衛生検査手数料などでございます。１２節の委託料は、給食センターの維持管理、運営に必要な経常的な委託経費でございますが、備考欄の一番下にございます、給食輸送委託料ですが、２トントラック１４台で給食を運搬、回収する経費でございます。３５４ページ、３５５ページでございますが、備考欄３項目目の調理等委託料は、給食の調理、食器洗浄、衛生管理などの業務を委託しております。また、委託料の下からの２項目、給食費管理システム構築委託料と口座データ作成委託料は、給食費の公会計化を令和４年度から実施するに当たって、電算事業者にシステム構築を委託し、保護者から吸い上げた口座データを入力する作業を委託したものです。１３節使用料及び賃借料については、学校給食センターの３献立と食物アレルギー除去食の献立を作成する献立管理システム使用料ほか、事務機器等の使用料でございます。一番下、１７節備品購入費ですが、備考欄の厨房機器は古いフードカッターが壊れたため買い直しさせていただいたものです。

○大橋スポーツ振興課長　３５６ページ、３５７ページをお願いいたします。３５７ページ下から２段目の段の１１款災害復旧費、２項文教関係災害復旧費、１目体育施設災害復旧費は、令和３年２月１３日土曜日ですが、夜中に地震がありました、川口運動公園のテニスコートの損傷した部分の補修工事を行ったものでございます。スポーツ振興課は、以上でございます。

○下村委員長　今までの説明について、委員の皆さん何か質問等はございませんか。

○鈴木委員　給食センターのほうで残菜収集運搬委託料、１２２万７，６００円、これは、年何日くらいの収集運搬がありますか。

○寺崎学校給食センター所長　残菜収集に関しましては、給食を提供する毎日でございますので、年間１９０日が基本でございますが、毎日収集は行っております。

○鈴木委員　毎日収集している割には安いような気がするんだけど、業者のほうは大丈

夫なのかな。また、どのくらいの大きさの車ですか。
○寺崎学校給食センター所長　安いということですけれども、２トントラックで毎日収集していただいているところです。金額的には特に問題ないと考えております。
○福田委員　関連ですが、残菜堆肥化処理委託料は去年も聞いたのですが、堆肥の用途はどういったものですか。
○寺崎学校給食センター所長　民間の日立セメントさんですが、そちらに持ち込んでいただきまして、堆肥を燃やした熱を熱源にし、熱源を元に堆肥化を行い、出来上がった堆肥については、各公民館等で環境衛生課の方で無料でお配りしております。
○下村委員長　今のお話、堆肥化するんだ、日立セメントのそこに持っていくんですね。要するにメタンガスにするのと残ったものが堆肥化して、肥料にしていると。日立セメントは土浦市から生ごみ処理を受けているからそれは可能ですが、販売もしているから、その辺はよく。運搬も一緒にやっているのですか。
○寺崎学校給食センター所長　運搬については上から４段目とその下に残菜収集運搬委託料とありますが、こちらの下のほうは別業者さんにトラックにて運搬をしていただいております。その残菜の堆肥化と運搬は別に委託しております。
○下村委員長　残菜堆肥化処理委託料は、日立セメントさんと契約されているのですか。
○寺崎学校給食センター所長　そのとおりでございます。
○下村委員長　収集運搬委託料というのは、２トン車ですけども、この業者はどこですか。
○寺崎学校給食センター所長　クリーン小林さんという業者でございます。
○下村委員長　次に、どこに持ち込んでいるのですか。
○寺崎学校給食センター所長　クリーン小林さんが残菜を回収して、日立セメントさんの工場へ直接持ち込んでいただいております。
○下村委員長　日立セメントさんは、土浦市の生ごみ処理をやっているということで、金額は環境衛生課だと思いますが、価格はどちらが高くないようになっているのかを後で教えてください。
○寺崎学校給食センター所長　金額については、後ほどお知らせさせていただきます。
○下村委員長　あともう一つね、学校給食センターってランニングコストっていうのかな年間の。３億３，０００万ぐらいのうち、実際に機械類に掛かるっていうのかな。委託で別なもの。例えばね、プラスチックだとかこういう調理委託だとかそういうものを別にして、純粋になくてはならないものなんだけど、すごい金額がかかってんのよ。自動ドア保守点検料なんか年間２６０万ぐらい。シャッターが非常に安いけれど、空調は６７０万とかこういうものっていうのは、３社見積りとるとかそういったことはやってないんですかね。
○寺崎学校給食センター所長　もちろん３社見積り、随契に関しては見積りを取ってい

ますし、競争入札により業者選定は行っておりますので、価格に関しても適正に行っているという認識でございます。

○下村委員長　その辺は書類があるのだろうと思います。きちっと整理してください。こちらには出さなくて大丈夫ですから。後ほど監査の方があるでしょうから。いつも同じ業者でしょうけども、どんどん高くなっていくこともあるでしょうから。以上で、教育委員会の審査を終わります。そうすると、今後は、特別会計になりますので、教育委員会の皆さん、お疲れ様でした。

（午後２時５７分　休憩）

（午後３時１５分　再開）

○下村委員長　再開いたします。休憩前に続き審査を開始しますが、これからは特別会計に移ります。国民健康保険特別会計からですが、国民健康保険特別会計が終わりましたら質疑、後期高齢者医療特別会計が終わりましたら質疑ということで、一つずつこなしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、国民健康保険特別会計からお願いします。

○刈山国保年金課長　国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。まずはじめに、国民健康保険制度につきましては、御案内のとおり、平成３０年度からの制度改革により、県が財政運営の責任主体となりましたことから、市の会計におきましては、県が市町村ごとに決定する国民健康保険事業納付金を市が国民健康保険税を主な財源として県に支払い、市町村の保険給付費の支払いに必要な費用額が県から市に交付されることとなっております。国保の加入状況でございますが、令和３年度末の加入世帯は、２万２５世帯、前年度比でマイナス、７１２世帯、３．４％の減、被保険者数は、３万４８７人、前年度比でマイナス、１４８６人、４．６％の減となっております。国民健康保険加入者数は、年々減少している状況でございますが、１人当たりの費用額は、令和元年度まで毎年増加しておりました。令和元年度から２年度までにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、５．２％の減となりましたが、令和２年度から３年度では、７．１％の増となっております。なお、先日の厚生労働省の発表では、令和３年度の概算で、過去最高の医療費が医療機関に支払われていると報道されております。国保の医療費では、前年度比、全国で、３．５％の増、本市では、３．７％の増となっており、全国の上昇率を若干上回っている状況でございます。それでは、３８９ページをお願いいたします。３８９ページの下段でございますが、歳入決算額の収入済み額合計でございます。下段の記載のとおり、１４１億１９０万余円、前年度比でプラス、１億４５７９万余円、１％の増となっております。増額の主な項目につきましては、保険給付費の増額による県支出金の増収、令和２年度からの繰越し金の増額等でございます。３９０から３９１ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。歳出決算額の支出済み額合計でございますが、３９１ページの下段

を御覧ください。記載のとおり、１４０億９５８万余円、前年度比でプラス、１億６６９７万余円、１．２％の増となっております。増額の主な項目につきましては、保険給付費の増額や特定健診の受診増加に伴う保険事業費の増額等でございます。３９２ページをお願いいたします。令和３年度歳入歳出差引残高は、１億８，１２４万７，３１１円で、この全額を令和４年度会計に繰越しするものでございます。つづきまして、歳入歳出の事項別明細書でございます。３９４ページ、３９５ページをお願いいたします。歳入の事項別明細から御説明いたします。１款国民健康保険税でございます。県に対して支払う国民健康保険事業納付金の主な財源となるものでございます。総額では、前年度比でマイナス、２億２３５万７３３円、６．１％の減となっております。令和３年度決算額における一般被保険者分、現年度分の収納率は、９０．３％で、前年度比、０．３％の増となっております。１目一般被保険者国保税、２目退職被保険者等国保税とも医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の三つの区分に分かれており、この後説明させていただきます、歳出の第３款国民健康保険事業納付金の各項に充当される財源となるものでございます。なお、１目一般被保険者国保税の１節医療給付費、医療給付費分現年度課税分から３節介護納付金分現年度課税分について、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等の国保税の減免に伴い、３月議会で減額補正を行っております。続きまして、３９６ページ、３９７ページをお願いいたします。４款国庫支出金につきましては、前年度比、１，４４６万２，０００円の減となっております。主なものは、１項、１目災害臨時特例補助金で、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税等の減免分及び令和２年度から新たに新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の国保税等の減免分の補填が加わり、令和３年度も継続されたものでございます。減額の主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免対象者が減ったことによるものでございます。なお、当初、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の継続が決まっていなかったことから、３月議会で増額補正を行っております。３９８ページ、３９９ページをお願いいたします。２目社会保障税番号制度システム整備費補助金、こちらにつきましては、備考欄にございます、マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業費補助金でございます。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、初期登録が必要となります。その初期登録を支援するためのパソコンのリース代及び通信費用が急遽補助対象とされたもので、額の確定により、３月議会で増額補正を行っております。５款県支出金につきましては、市の保険給付費に要する費用などが県から交付されるものでございます。前年度比でプラス、３億１，８２４万３，６９４円、３．４％の増となっております。１目、１節普通交付金は、被保険者の医療費である、保険給付費の支払いに必要な費用が県から全額交付されるものでございます。２節特別交付金の主なものですが、備考欄１行目の保険者努力支援分は、各保険者における医療費適正化や収納率の向

上など、国交が抱える課題に対する取組などの努力に対して、件数に応じた支援金が交付されるものでございます。２行目の特別調整交付金分は、市町村の特別な事情等を考慮して交付されるものでございます。３行目の県繰入金２号分は、県の国民健康保険運営方針に対する取組状況の評価や財政力等を勘案した算定額が交付されるものでございます。４行目の特定健診等負担金は、特定健康診査の実施に対して、国と県がそれぞれ３分の１相当額を負担するもので、額の確定により、３月議会で減額補正を行っております。７款繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。前年度比でプラス、４９７万９，６４３円、０．４％の増となっております。１目、１節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分につきましては、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分としていただいたものでございます。４０１ページをお願いいたします。続きまして、２節保険基盤安定繰入金、保険者支援分は、低所得者が多い保険者の支援分として、一般会計に交付された国、県支出金に市費分を合わせて、同会計から繰入れるもので、額の確定により、３月議会でそれぞれ増額補正を行っております。６節その他一般会計繰入金は、収支不足等の補填や特定健康診査等の保健事業に充当するために、法定外分として計上している繰入金でございます。８款繰越金でございます。１目繰越金は、令和２年度の決算剰余金で、３月議会で予算化しております。９款、諸収入でございます。１項、１目延滞金は、国民健康保険税の延滞金でございます。３項雑入でございます。ページ移りまして、４０２、４０３をお願いいたします。１目一般被保険者等第三者納付金は、交通事故等の第三者の不法行為による保険給付について、県国保連合会に損害賠償の求償事務を委託して終了した賠償金でございます。３目一般被保険者返納金は、国保の資格喪失後に医療給付を受けた場合など、不当利得に係る返還金でございます。なお、収入未済額、７３１万７，６２４円につきましては、返還請求をしておりますが、未納となっているもので、引き続き返還請求を行ってまいります。歳入は以上でございます。続きまして、４０４、４０５ページをお願いいたします。歳出の事項別明細について御説明申し上げます。１款総務費でございます。１款、１目一般管理費は、国保給付係９名分の人件費と国保事務執行に係る一般事務経費で、執行率は、９４．３％でございます。１１節役務費につきましては、第三者行為の手数料及び１２節委託料につきましては、不足が生じたため、予備費より充当対応いたしております。なお充当につきましては、第三者行為の不法行為に係る保険給付の費用の方が不足したため、備考欄に記載の委託料の方で、備考欄に記載のあります弁護士委託料でございまして、交通事故による第三者行為の不法行為に係る提訴の関係から、市の顧問弁護士に委託するための着手金を用意したものでございます。２目国保連合会負担金は、県国保連合会に保険者として加入する市町村負担金でございます。２項徴税費は、国保税の賦課事務に係る経費でございます。１目徴税総務費は、国保賦課係８名分の人件費でございます。２目賦課徴収費は、国保税の賦課に係る事務経費で、執行率は、９４％でございます。続きまして、４０６、

４０７ページをお願いいたします。１２節委託料の電算委託料で、国保加入者の資格給付管理の共同電算処理や保険証保険者証の作成等の電算業務委託料でございます。３項運営協議会費は、国保事業運営上の重要事項等について審議するために、法令に基づき設置する国保運営協議会の経費でございます。続きまして、２款保険給付費につきましては、国保特別会計の歳出総額の６７．４％を占めており、対前年比では、プラス、３億４，１３９万１，６３３円、３．８％の増となっております。１項、１目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の診療や入院時などの給付分で、前年度比でプラス、２億９，８５４万１，７７８円、３．８％の増となっております。２目退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者の療養や入院時などの給付分で、７月に請求があったことから、１目一般被保険者療養給付費から７，０００円を流用いたしましたが、１０月に請求誤りだったことが判明し、返還されたことから、執行なしとなってございます。続きまして、４０８、４０９ページをお願いいたします。３目一般被保険者療養費及び４目退職被保険者等療養費は、各被保険者における保険適用となった、接骨院費用やコルセット代などの給付分に対するものでございます。なお、４目退職被保険者等療養費は、対象者がいなかったことから執行はございません。５目審査支払手数料は、県国保連合会で行う診療報酬明細書レセプトの審査とレセプト電算処理の手数料でございます。２項高額療養費は、一定期間の医療費の自己負担額が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるもので、１目一般被保険者分、２目退職被保険者分の高額療養費負担金は、１か月の医療費の自己負担が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるものでございます。続いて、４１０、４１１ページをお願いいたします。３目一般被保険者高額介護合算療養費及び４目退職被保険者等高額介護合算療養費は、各被保険者における医療と介護保険のいずれも利用する場合の負担を軽減する制度で、医療費と介護料の１年間の負担合計額が高額となった際に、限度額を超えた分が給付されるものでございます。４項出産育児諸費、１目出産育児一時金は、被保険者が出産した際に４２万円を限度として支給するもので、執行率は、７５．６％でございます。４１２ページ、４１３ページをお願いいたします。５項葬祭諸費、１目葬祭費は、被保険者が死亡した場合に、葬儀を執り行った方に葬儀費用として５万円が給付されるもので、執行率は、９７．２％でございます。６項傷病手当諸費、１目傷病手当金は、令和２年度から新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる被用者が療養のため労務に服することができない時に、療養中の生活保障として支給するもので、執行率は、１９．６％でございます。延べ６０名の療養を想定して予算計上いたしましたが、２１名の給付となっており、執行率が低いものでございます。なお、令和４年度も引き続き実施しておりますが、８月３１日現在、２８名、７６万４，７３６円の給付をいたしております。３款国民健康保険事業納付金でございます。制度改正により、県が市町村ごとに算定した額を国民健康保険事業納付金として県に支払うもので、１項医療給付

費分、２項後期高齢者支援金分、そして、４１４ページ、４１５ページの３項介護納付金分の三つに区分されており、合計で３５億７，４６６万５０５円で、前年度比では、マイナス、１億９８６４万８０８７円、５．３％の減となっております。これは、被保険者数の減少等に伴う保険給付費の減、県の決算剰余金活用などにより、当該納付金の軽減措置が取られたことなどによるものでございます。次に５款保健事業でございます。１項、１目特定健診等事業費につきましては、保険者に義務づけられている特定健診事業において、メタリックシンドロームに着目した検診に取組み、生活習慣病予防対策や生活習慣の改善指導を実施するための経費で、執行率は、８５．８％でございます。なお、特定健診の令和３年度の受診率は速報値で、３１％となっております。４１６ページ、４１７ページをお願いいたします。歳出の主なものは、１２節委託料の備考欄２行目の検診委託料で、市内や近隣の医療機関、県総合健診協会、市医師会に対する特定健診及び特定保健指導の委託料、また、１８節負担金補助及び交付金の備考欄にございます、特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック、脳ドック受診者の特定健診に該当する項目分に対する補助金でございます。２項保健事業費、１目疾病予防費は、医療費適正化対策として実施している診療報酬明細書の点検や特定健診対象以外の部分に対する人間ドック検診補助金等に係る経費でございます。執行率は、７９．４％でございます。歳出の主なものは、４１８ページ、４１９ページをお願いいたします。１８節負担金補助及び交付金の備考欄に記載の補助金で、１行目の生活習慣病検診補助金は、受診の効率化を図るため、市が行う基本健診に合わせてがん検診等を行っており、国保被保険者分の当該検診費用を補助するためのものでございます。またその下の人間ドック検診補助金及び脳ドック検診補助金につきましては、特定健診項目以外に対して、市単独で助成を行っているもので、先ほど説明させていただいた、特定健診関連人間ドック等補助金と併せて補助金として支出しております。６款基金積立金についてでございます。基金積立金は、国保特別会計分の財政調整基金積立金で、３月議会で増額補正を行い、積立てを行っております。７款諸支出金でございます。１項、１目一般被保険者等保険税還付金は、社会保険等の切替えや転出に伴う国民健康保険税の過年度分の過誤納還付金でございます。続きまして、４２０、４２１ページをお願いいたします。５目保険給付費等交付金償還金につきましては、備考欄記載の保険給付費等交付金償還金で、令和２年度の特定健診等保険金の実績確定による返還で、３月議会で増額補正を行っております。２項繰出金、１目一般会計繰出金につきましては、１６２、１６３の一般会計の時に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、２２節の償還金利子及び割引料で御説明を申し上げました国保国庫支出金の返還のための国民健康保険特別会計から一般会計へ繰出しするものでございます。国庫支出金返還金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金が過大交付となっていたことが判明したため、平成２８年度から令和２年度の過大交付について、国、県、市費分を合わせて、一般会計へ繰出し、一般会計から

当該負担金の国保国費分及び県費分を自主返納するものでございます。当該返還額を３月議会で、増額補正を行っております。歳入歳出の事項別明細につきましては、以上でございます。続きまして、５１１ページをお願いいたします。こちらの下の表が国民健康保険の実質収支に関する調書でございます。国民健康保険の実質収支は、収入総額が１４１億９，０８３万１，０００円、歳出総額が１４０億９５８万４，０００円で、歳入歳出差引額は、１億８，１２４万７，０００円となります。４の（１）から（３）に記載の継続費逓次繰越、繰越明許費等の翌年度へ繰越すべき財源はございません。従いまして、令和３年度決算における実質収支額は、１億８，１２４万７，０００余円となるものでございます。以上が令和３年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。よろしくお願いいたします。

○下村委員長　ありがとうございます。ただ今の説明に委員の皆さんから御質問、御意見等ございますか。よろしいですか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　つぎに、後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書を御説明ください。

○刈山国保年金課長　つづきまして、後期高齢者医療特別会計でございます。ページのほうが４２４、４２５ページの方になります。こちらも初めに御説明させていただきます。後期高齢者医療制度につきましては、御案内のとおり、平成２０年度に開始となりまして、７５歳以上の方は、それまで加入していた国保や各種健康保険組合、共済組合等の被保険者の資格が無くなりまして、後期高齢者医療制度に加入することとなるものでございます。制度の運営は、御存知のとおり、県内の全市町村で構成する茨城県後期高齢者医療広域連合が行っております。市の業務といたしましては、広域連合が賦課した保険料の徴収のほか、医療給付等に係る申請や届出などを被保険者の窓口対応が主なものでございます。後期高齢者医療の加入状況でございますが、令和３年度末の被保険者数は、２万１，５２５人で、前年度比でプラス、７５１人、３．６％の増となっております。令和４年度以降、団塊の世代が順次、後期高齢者医療制度に移行することから、今後ますます、被保険者数の増加が見込まれているところでございます。医療費用額は、令和２年度、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、前年度よりもマイナス、６億１，７３３万９，４２７円、３．５％の減となっておりましたが、令和３年度は、前年度比プラス、４億２，５２２万３，７５９円、２．５％の増となっております。なお、厚生労働省の概算では、全国の対前年度比は、２．７％の増となっており、本市では、２．５％でございますので、全国の上昇率よりは下回っているというような状況でございます。今後もますます、医療費費用の増加が見込まれることから、御案内のとおり、現役世代の負担を抑えるため、窓口負担割合は１割又は３割を１０月１日から１割負担のうち、一定の所得のある方は、２割負担いただくことになったものでござ

います。それでは４２５ページを御覧ください。歳入決算額の収入済み額の合計でございます。４２５ページの下段に記載をしております。２０億４，４８４万余円、前年度比でプラス、４，３７８万余円、２．２％の増となっております。増額の主な項目といたしましては、被保険者数の増加に伴う保険料の増収によるものでございます。４２６、４２７ページを御覧ください。つぎに、歳出でございます。歳出決算額の支出済額合計でございますが、４２７ページの下段に記載しております、２０億４，１５７万余円、前年度比で、４，３８５万余円、２．２％の増となっております。増額の主な項目につきましては、広域連合に支払う納付金の増額によるものでございます。４２８ページをお願いいたします。令和３年度歳入歳出差引残額が３２６万９，６３０円で、この全額を令和４年度会計に繰越しするものでございます。続きまして、歳入歳出事項別明細書でございます。４３０、４３１ページをお願いいたします。歳入の事項別明細から御説明いたします。１款後期高齢者医療保険料は、被保険者の医療給付に充てる財源として徴収するもので、現金から差し引きさせていただいております、特別徴収と納付書により納付をお願いしております、普通徴収の二つの納付方法がございます。総額では、前年度比でプラス、２，４６１万４，０３８円、１．５％の増となっております。令和２年度決算額における、１目特別徴収保険料と２目普通徴収保険料の現年度分の中の収納率は、９９．２％で、前年度比と同率でございますが、過年度分を合わせた全体収納率は、９８．４％で、前年度比０．１％ダウンしている状況でございます。３款繰入金でございます。１目事務費繰入金につきましては、職員の人件費や電算処理業務委託料などの事務費に対する一般会計からの繰入れで、人事異動に伴う職員構成の変動による人件費の減により、１２月議会で減額補正を行っております。２目保険基盤安定繰入金です。４３２、４３３ページをお願いいたします。２目保険基盤安定繰入金、１節保険基盤安定繰入金の備考欄一つ目の低所得者の保険料軽減分、こちらにつきましては、低所得者の保険料軽減分の一定割合を公費で負担するため、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて、同会計から繰入れするもので、額の確定により、３月議会で増額補正を行っております。また、その下の被用者保険被扶養者の保険料軽減分は、後期高齢者医療制度加入前に会社の社会保険など、健康保険の被扶養者であった場合は、均等割の５割と所得割額の全額が減免されることから、その保険料軽減分を公費で負担するため、先日の低所得者の保険料軽減分と同様に、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて、当会計から繰入れるものでございます。こちらも額の確定により、３月議会で減額補正を行っております。３目保健事業繰入金は、被保険者の健康増進を図るため、健康診査や人間ドック、脳ドック受診の市単独分に係る経費を一般会計から繰入れるものでございます。４款繰越金でございます。１項、１目繰越金は、令和２年度の決算剰余金で、３月議会で予算化しております。５款諸収入でございます。２項、１目保険料還付金は、備考欄一つ目の広域連合保険料歳出還付金が被保険者への過年度保険

料還付金に係る広域連合からの収入、また、その下の保険料などを負担金精算金が令和２年度の保険料精算額の確定に伴う、広域連合からの精算金でございます。なお、未収入未済額につきましては、備考欄一つ目の広域連合保険料歳出還付金で、茨城県後期高齢者医療広域連合からの収入を予定しておりましたが、出納整理期間内に間に合わず、収入未済となっております。これにつきましては、６月１０日に既に納付をされております。４項雑入でございます。４３４、４３５ページをお願いいたします。雑入の備考欄、後期高齢者健康診査業務委託金は、生活習慣病予防対策として、広域連合からの受託により実施している被保険者の健康診査の委託金でございます。前年度比プラス、７４０万８０９６円、３９．７％の増となっております。増額の主な要因は、令和３年度から人間ドック、脳ドック検査時に同時に行う追加項目、これは一定条件がありますけれども、こちらの後期高齢者委託金の対象とされたことによります増額でございます。歳入は以上でございます。続きまして、歳出につきまして、４３６、４３７ページをお願いいたします。１款総務費、１項、１目一般管理費は、後期高齢者医療に係る事務経費で経常的なものでございます。執行率は９６．５％でございます。２款、１項、１目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。備考欄一つ目の後期高齢者医療保険料納付金は、収納済みの保険料を広域連合へ納付するもので、保険料収納見込み額の増額等により、３月議会で増額補正を行っております。また、備考欄、一番下の後期高齢者医療保険基盤安定納付金、こちらは、低所得者等の保険料軽減に係る公費負担分の広域連合への納付金で、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて納付するものでございます。額の確定により、３月議会で増額補正を行っております。次に保険事業でございます。またページをめくっていただきまして、４３８、４３９ページをお願いいたします。１項、１目健康診査費は、広域連合から受託して行う、後期高齢者医療被保険者の健康診査を行うための費用でございます。１１節委託料は、被保険者の健康診査の基本項目について、市医師会及び県総合健診協会に委託するものでございます。２目疾病予防費は、広域連合が指定する、健康診査の基本項目以外について市で助成するものでございます。１２節委託料、備考欄一つ目の単独後期高齢者健康診査委託料は、市が単独で助成する健康診査の追加項目について、市医師会及び県総合健診協会に委託するものでございます。備考欄二つ目の人間ドック等委託料は、人間ドック、脳ドックのデータ管理のための入力代行委託でございます。令和３年度から、人間ドック能力検査時に行う追加項目を雑入で御説明いたしました、後期高齢者医療健康診査業務委託金の対象とするための要件として、健診結果を保健事業等につなげるためのデータ管理が必要となったためのものでございます。１８節負担金補助及び交付金の補助金は、被保険者の人間ドック５４８人分、脳ドック９２人分の補助で受診した医療機関に対して定額を助成するものでございます。４款諸支出金の１項、１目保険料還付金は、死亡や転出等に伴う保険料の還付金でございます。歳入歳出の事項別明細につきましては、以上でご

ざいます。つづいて、５１２ページをお願いいたします。５１２ページの上の表が後期高齢者医療の実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療の実質収支は、収入総額が２０億４，４８４万３，０００円、歳出総額が２０億４，１５７万３，０００円で、歳入歳出差引額が３２７万円となります。４の（１）から（３）に記載の継続費逓次繰越、繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。従いまして、令和３年度決算における実質収支額は、３２７万円となるものでございます。以上が令和３年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。よろしくお願いいたします。

○下村委員長　お疲れ様でした。委員の皆さん、ここまでで御質問等ありますか。意見も含めて。よろしいですか。私からお伺いしたのが、私が後期高齢者者医療の広域連合に行ってですね、議会のほうで土浦市なんか断トツじゃないんだけど、保険料納付が敬遠されてるというか、そういう方多いのね。すごく。何でそういうふうに多いのか。隣の市の方から土浦市ってなぜこんなに多いのって言われたんだけど。納付しない方が多いんだよね。いわゆる保護家庭ではないんだけど、生活保護を受けてる方も多いということかな。その表がちょっと手元にないんですけども、今年決算書っていうか、昨年の決算書のところ、広域連合の資料なんだけども。例えばですね、４３７ページの基盤安定納付金の３億３，７００万がありますよね。１８節の負担金、いわゆる後期高齢者医療広域連合納付金のところの１８節負担金補助金及び交付金というところから。

○刈山国保年金課長　こちらにつきましては、いわゆる低所得者等の多い市町村に対して国、県、市の方で負担分がございます。そちらの方を一般会計で受けて、繰入金で歳入で入ってくるんですが、その額を広域連合にまた納めるというような形になります。

○下村委員長　先ほど歳入の４３３ページの低所得者の保険料軽減分ですかね。それとうまく対比するものなんでしょうか。

○刈山国保年金課長　おっしゃるとおりでございます。ただ若干の誤差は出てきますけれども。

○下村委員長　土浦市は非常に保険料の滞納をされてる方が４４市町村で比較していくと非常に多いんですよ。ですから、何か原因があるのかなというふうに感じまして、他市、議員の方からそういう指摘がありましたので、そんなに生活保護を受けてる方がいらっしゃるのかなとか、なんだろうなっていう話がありました。

○刈山国保年金課長　後期高齢者医療につきましては、原則、特別徴収ということで、年金の方から差し引きをさせていただいてるんですね。ただその年金からの差し引きが駄目ですという時には、口座振替、これを条件に口座振替の方に切換えを行うというようなこととして、徴収率のアップにつなげているというような現状でございます。ただ、国民健康保険の方もそうなんですけれども、市町村全体と比べると、土浦市がどうしてもかなり低い状況にあるというのは現状でございます。ただ、調整につきましては、納税課の方で頑張ってやっていただいてるんですが、いわゆる納税課の方でもＰａｙＰａ

ｙのことを使ったりとか、ここでいうとペイジーとかで口座登録をしていただくとか、そういった徴収に関しての努力はしているつもりなんですが、なかなかこれが伸びない状況でございます。

○下村委員長　年金から引かれるから、本来はその特別徴収の扱いだから、納付しない方ってのはおかしいんだけど。そうすると、給付されない方いるじゃないですか。加盟しなかったとか、払ってなかったとか。

○刈山国保年金課長　特別徴収につきましては、一応１００％でございます。当然おっしゃるとおり、年金からの差し引きでございますので、それで極端なこと言いますと、特別徴収ということで年金から差し引きをやっていたにもかかわらず、年金の方で、例えば年金担保にお金を借りたりすると、年金でストップしてしまうんですね。そうすると、年金から特別徴収ということで、差し引きができなくなって、普通徴収の方に切替わってくるというようなことがございます。その場合に、何て言いますか、年金からいつも差し引かれてたので、払うの忘れてしまうとか、そういったことは起こっているような、実例がございますが、それにしてもちょっと他の市町村と比べると低いっていう現象はあるような現状がございます。

○下村委員長　そうすると、その徴収をするというよりは、原因がどこにあるのかを調べてもらえれば有り難いです。払ってない方が非常に断トツで多いんです。なぜなのか原因が分からない。それがどこで誰が調べたらいいんだろう。後期高齢医療から令和３年度の決算書が来てるはずですよね。それの中にもあると思うんですけども、よく調べていただいて、なぜそういうふうなことが起きてるのかっていうこと。後でいいんです。ただこの場で言っても長くなってしまいますから。

○塚本保健福祉部長　調べるといっても、かなり難しいと思います。努力はしていますけど、基本的に徴収の部分が納税課サイドにありますんで、納税課とも話をしてやっていきたいと思ってます。あとは、後期はやっぱり流れてきているわけですね、年取って。そもそも、もっと７５歳未満の方がそもそも本市は、徴収率が下から何番目という状況にあります。これは私も若いころ課税課の方にいた時に、隣に徴収部門がありましたけど、もう原因はなかなか分かんないですね。その頃よく言われていたのは、茨城県内の商業のまちということで、売掛け、買掛けっていいますかね、課金する風習が土浦市民に昔からあって、後で払えばいいんだというような流れが徴収率を悪くしていたといいますか。ここではっきり言いまして、５０年以上前の話ですか、それをずっと来て、もうずっとそう。４０番目ぐらいにきてますんで。そこの引っ張りがありますんでね。これ後期だけじゃない話ですけども、納税課とも相談をといいますか、調べられるだけ調べていきたいというふうに思ってます。

○下村委員長　いわゆる国保年金課というところでは、国保と年金とやってるわけですよね。年金受給資格がない人もいるわけですよね。いわゆる年金納めてない人。そうい

う方は直接納めなければ、後期高齢の保険加入できないですよね。だからその人達が多いということなのかもしれない、今のお話だと。そういった原因があるんであれば、仕方がないんだけども。そういう人が多いということは、一般の人は負担額が多くなるんですか。市民、市が何か納めるお金が多くなるのかな。一般の方は変わらないから、その辺はどうなんですか。

○刈山国保年金課長　こちらにつきましては、保険料の決め方としましては、当然給付費が基礎でございまして、給付費の後期高齢者の場合は、給付費の半分を国、県、市がそれぞれ普通の税金ですね、そちらの方から負担をいただいて、残りの５割についての４割分を若い方のいわゆる現役世代の方に支援をお願いして、保険料としてはその１割分だけの保険料なんですね。実際、御負担いただいてるのは。ですので、その１割分が低くなってしまうということは徴収、いわゆる保険料を決める時に、やはり徴収率を何％で見るかっていうことになってきますので、お若い方の負担は増えるというようなことになってきてしまいます。当然徴収率が低いと、これは国民健康も同じですけれども、徴収率が低いと、どこかにしわ寄せが来ますので、そういったところで、若い方の負担が増えるということがございます。そういったことからも、徴収率を上げるように、各市町村努力はしているんですけれども、ちょっと土浦市の場合は、ちょっと原因は分かりませんけれども、国保にしても、徴収率が低いというような現状でございます。

○下村委員長　分かりました。土浦市が要するに若い世代とかそういうあれじゃなくて、土浦市が一般会計からとかあるいは基金から繰出しがなくちゃいけない、そういうお金が増えてくのかなと、そういうふうに感じたんですね。そうすると、市民は多分計算に基づいてできるんでしょうけど、市が不足分を何か市税の方から負担して出さなくちゃいけないのかなというふうな思いがあったんで、努力をしてもらいたいなというふうに感じたわけです。徴収の方のね。でも、ちょっと難しいとこあるのかな。分かりました。それ以上は言いません。ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。少し休憩いたします。

（午後４時０７分　休憩）

（午後４時１５分　再開）

○下村委員長　それでは、再開いたします。審査のほうは、介護保険特別会計をお願いします。

○塚本高齢福祉課長　令和３年度介護保険特別会計の決算につきまして、御説明させていただきます。決算書４４２、４４３ページをお願いいたします。まず、介護保険、介護事業勘定の歳入でございます。４４３ページ下段の一番左、歳入合計であります収入済み額は、１１８億１，６５１万７，３５９円で、前年度比１．６％の増、収入率は、９９．３％となっております。１．６％増の主な要因は、介護保険事業計画の見直しに伴う、６５歳以上の方である第１号被保険者の保険料の改定や保険給付費の増による国

県支出金等が増えたことによるものでございます。４４４、４４５ページをお願いいたします。次に歳出でございます。４４５ページ下段の一番左、歳出合計であります、支出済み額は、１１６億７，８０６万１，１８６円で、前年度比０．９％増、執行率は９５．９％となっております。前年比０．９％増の主な要因は、介護保険サービス利用者の増加に伴う保険給付費の増や地域支援事業費の増によるものでございます。次のページ、４４６ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は、記載のとおり、１億３，８４５万６，１７３円で、全額を令和４年度に繰越しするため、今回の議案第５８号として、令和４年度介護保険特別会計補正予算を提出しているところでございます。４４８、４４９ページをお願いいたします。令和３年度介護保険事業勘定の歳入歳出決算事項別明細書につきまして、主なものを御説明いたします。初めに歳入でございます。１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料の収入済み額は、前年度比で３．８％増の２６億３，５８６万４，５２４円となっており、第８次介護保険事業計画に基づき、介護保険料が引き上がったことなどが主な要因でございます。６５歳以上の第１号被保険者数は、前年度比で０．３％増の、４０，７９１人です。３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の２０％が交付されるもので、１節現年度分介護給付費負担金につきましては、当初予算を下回ることが見込まれましたので、３月議会で減額補正をお願いしてございます。収入済み額は、前年度比で７２９１万余円の増となりました。２項国庫補助金、１目調整交付金、１節現年度分調整交付金につきましては、国庫負担金の調整分で交付率が減少したことにより、前年度比、５０７７万余円の減となりました。４５０、４５１ページをお願いいたします。２目及び３目地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業及び地域包括支援センターの運営、市の任意事業に対する国からの交付金で、ほぼ予算と同額の収入済みとなってございます。４目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、福島原発事故により、避難指示区域から本市に避難されている方の介護保険料減免分について国から交付されたもので、３月議会で増額補正をしております。４５２、４５３ページをお願いいたします。５目、１節保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村が保険者として機能、役割を果たしているか、介護予防を推進しているかを国が評価した内容に応じて交付されるもので、３月議会で増額補正をしております。６目、１節介護保険保険者努力支援交付金につきましては、市町村による介護予防、健康づくり、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組みを国が定める基準の評価結果に応じて交付されるもので、３月議会で減額補正をしております。７目、１節介護保険事業費補助金につきましては、令和３年８月からの介護保険利用者の負担限度額や居住費、食糧費の軽減の見直し等に伴うシステム改修を行うための経費について国から交付されたもので、３月議会で増額補正をしております。８目、１節介護保険災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった被保険者の第１号保険料

の減免措置に対して交付されるもので、３月議会で増額補正をしております。４款、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金につきましては、４０歳以上６５歳未満の第２号被保険者の介護保険納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護保険給付費の２７％が交付され、国庫支出金と同様に、１節現年度分介護給付費交付金につきましては、当初予算を下回ることが見込まれましたので、３月議会で減額補正をしており、２節過年度分介護給付費交付金につきましては、令和２年度決算による精算で実績が上がった分を令和３年度で歳入したもので、９月議会で増額補正をいたしております。４５４、４５５ページをお願いいたします。２目地域支援事業支援交付金、１節現年度分地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、前年比で０．１％の減となっております。５款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金、１節現年度分、介護給付費負担金につきましては、介護給付費の１２．５％が県から交付されるものですが、当初予算を下回ることが見込まれましたので、３月議会で減額補正をいたしております。なお、収入済み額は前年比、８，０６０万余円の増となりました。２項健診補助金、１目及び次のページ、４５６、４５７ページ、こちらの２目地域支援事業交付金、１節現年度分、地域支援事業交付金につきましては、ほぼ予算同額の収入済額となっております。６款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子分で、３月議会で増額補正をしております。７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金、１節現年度分介護給付費繰入金につきましては、高額医療合算介護サービス費につきましては、介護給付費の市負担分について当初予算を下回ることが見込まれましたので、３月議会で減額補正をいたしておりますが、収入済み額は、前年度比、１９２０万円の増となりました。４５８、４５９ページをお願いいたします。２目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業、１節現年度分地域支援事業繰入金は、前年度比１４０万円の増となっております。３目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、１節現年度分地域支援事業繰入金は、前年度とほぼ同額です。４目低所得者保険料軽減繰入金、１節現年度分低所得者保険料軽減繰入金につきましては、介護保険料、第１から第３段階の低所得者に対して介護保険料を軽減するもので、軽減額のうち、国が２分の１、県と市がそれぞれ４分の１を負担するものです。３月議会で増額補正をいたしております。４６０、４６１ページをお願いいたします。５目その他一般会計繰入金、１節職員給与費等繰入金につきましては、高齢福祉課職員のうち、介護保険関係を担当する職員１８名分の人件費で、１２月に人事異動に伴う減額補正をしております。２項基金繰入金、１目、１節介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の財源が不足した際に、基金を取り崩して充当するものです。見込みでは不足が想定されましたことから、増額補正を行いましたが、保険料等で賄えたことから、取崩しは行いませんでした。８款、１項、１目、

１節繰越金につきましては、令和２年度の介護保険料決算剰余金並びに国、県補助金や支払基金交付金の超過交付分、さらには、一般会計からの繰入金の剰余金を令和３年度に精算するため、９月議会で増額補正をしたものです。９款諸収入、２項雑入、１目、１節第三者納付金につきましては、４６２、４６３ページをお願いいたします。１節第三者納付金は、交通事故等により、介護保険を利用した方の費用について、加害者から納付されたもので、３月議会に減額補正をいたしております。２目、１節返納金につきましては、介護報酬の過払い金の返還金でございまして、３月議会で増額補正をしてございます。収入の主なものにつきましては、以上でございます。続きまして、歳出について御説明させていただきます。４６４、４６５ページをお願いいたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費につきましては、職員の人件費、一般事務経費、介護保険事務処理システムの保守管理や電算委託業務委託料等の経費が主なものでございます。３項、１目介護認定審査会費、１節報酬は、介護認定審査会に係る委員３６人に対する報酬が主なもので、令和３年度につきましては、１６５回の審査会を開催いたしました。４６６、４６７ページをお願いいたします。２目認定調査等費、１節報酬につきましては、介護認定調査等に係る非常勤職員６人分の人件費でございます。１１節役務費の備考欄、手数料につきましては、要支援、要介護認定の判定の資料となります、主治医意見書の作成料、５，５６９件分が主なものでございます。１２節委託料の要介護認定調査委託料については、特別養護老人ホーム等施設に入所されている方や遠方の施設にいらっしゃる方の認定調査を指定居宅介護支援事業所等に委託して調査をしておりますが、その委託料でございます。つづきまして、２款保険給付費でございます。介護保険サービス利用者に対する保険給付費用でございまして、介護保険特別会計の９４．４％を占めております。４６８、４６９ページをお願いいたします。１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅介護サービス費用を負担割合に応じて、サービス提供事業者に支払ったものです。実績は、前年度比で、３，０５７件増の８万９，５４７件で、４，８３２万余円の増となっております。３目施設介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が施設に入所して利用したサービス費用を負担割合に応じて、施設サービス事業者に支払ったもので、前年度比で２３１件増の１万４，２４１件で、９，８２８万余円の増となっております。５目居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護認定者が入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具購入費用を負担割合に応じて、１０万円を限度に償還払いしたものです。４７０、４７１ページをお願いいたします。６目居宅介護住宅改修費につきましては、要介護認定者の方が手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際に、負担割合に応じて、２０万円を限度に利用者に償還払いしたものでございます。７目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者に支払ったものでございます。９目地域密着

型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型サービス費用を負担割合に応じて、サービス提供事業所に支払ったものです。４７２、４７３ページをお願いいたします。２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービス給付費につきましては、要支援１と２の方が利用した、介護予防サービス費用を負担割合に応じて、サービス提供事業者に支払ったものです。４目介護予防住宅改修費につきましては、４７４、４７５ページをお願いいたします。要支援１と２の方が手すりの取付けや段差解消解消などの住宅改修をした際に、負担割合に応じて、２０万円を限度に利用者に償還払いしたものでございます。５目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援１と２の方が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を作成事業者である地域包括支援センターに支払ったものでございます。４７６、４７７ページをお願いいたします。４項高額介護サービス等費、１目高額介護サービス費につきましては、介護保険サービス利用者の負担したサービス費用が一定額を超えた場合、その超えた額について償還払したものでございます。５項介護医療合算介護サービス等費、１目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が、一定額を超えた場合に、その超えた額について償還払いしたものでございます。４７８、４７９ページをお願いいたします。６項特定入所者介護サービス等費、１目特定入所者介護サービスにつきましては、要介護認定者のうち、非課税世帯等の低所得者である施設利用者に対し、居住費及び食費の自己負担分を軽減した費用でございます。４８０、４８１ページをお願いいたします。３款地域支援事業費、１項介護予防生活支援サービス事業費、１目介護予防生活支援サービス事業費、１８節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、要支援の方、又は総合事業対象者が利用した訪問型及び通所型サービス利用に係る費用を負担割合に応じて、サービス提供事業者に支払ったものでございます。４８２、４８３ページをお願いいたします。２項、１目一般介護予防事業につきましては、体を動かす機能や向上や生きがい対応型デイサービス事業など、高齢者の方々がいつまでも元気で、要介護状態にならないようにするための事業に要した費用です。４８４、４８５ページをお願いいたします。３項包括的支援事業任意事業費でございます。１目総合相談事業費から３目包括的ケアマネジメント支援事業までは、高齢者が介護保険サービスばかりでなく、様々な支援へとつなげられるように、総合相談や支援を行うとともに、高齢者虐待対応をはじめとして、様々な職種による継続的支援体制を構築するため、地域包括支援センターや在宅介護支援センターへ委託して行う業務となります。四つ目、任意事業費につきましては、高齢者とその家族の支援のための事業を保険者が独自で実施しているもので、高齢者等配食サービス、認知症サポーター養成事業、それから見守りキーホルダー事業などを行ってございます。４８６、４８７ページをお願いいたします。５目在宅医療介護連携推進事業費につきましては、多職種協働による在宅医療と介護を一体的に提

供できる支援体制の構築、運営を図るための事業に要した費用です。６目生活支援体制整備事業費につきましては、地域住民を含めた多様な主体が連携し、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実、強化を図るため、市全域及び中学校区での協議会の運営に要した費用でございます。７目認知症総合支援事業費につきましては、４８８、４８９ページをお願いいたします。認知症総合支援事業費の主な内容は、認知症初期集中支援チームの専門への謝礼と市内２か所でそれぞれ月１回開催してございます、認知症カフェ運営に関する委託料となっております。４款１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金につきましては、令和２年度介護保険料決算剰余金や基金の利息、過年度分の介護給付費の追加交付分などを介護準備基金に積立てしたものでございます。５款、諸支出金につきましては、４９０、４９１ページをお願いいたします。１項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金です。介護保険料につきましては、前年の所得に応じて算定されるもので、被保険者が修正申告等をした場合は、介護保険料についても更正を行いますが、その額が減額となった際に、過誤納還付金として還付するものです。２目償還金につきましては、令和２年度の国、県及び支払基金への介護給付費負担金等の返還金で、９月議会におきまして増額補正をしたものでございます。２項繰入金、１目一般会計繰出金につきましては、先ほど説明した償還金と同様に、令和２年度一般会計から繰り入れた介護給付費等について、実績額が確定したことから、超過受け入れ分について、市の一般会計に返還したものでございます。つづきまして、実質収支に関する調書でございます。５１２ページをお願いいたします。下段でございます。介護保険、介護保険勘定の実質収支につきましては、収入総額１１８億１，６５１万７，０００円、歳出総額１１６億７，８０６万１，０００円となりまして、歳入歳出差引額は１億３８４５万６０００円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は１億３，８４５万６，０００円となります。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○下村委員長　お疲れ様でした。委員の皆さん、ただ今の説明で御意見、質問ございますか。

○塚原委員　認知症初期集中支援チームの委託料とありますが、内容を教えてください。どういう活動されているのか、どういうふうな診断っていうんですかね。

○塚本高齢福祉課長　認知症初期集中支援チームにつきましては、地域包括支援センターウララと神立の２か所に設置してございまして、こちらにつきましては、まず、ご家族の方のご相談等々を受ける相談体制が構築されてございます。そちらの方で相談を受けた方につきまして、この認知症初期集中支援チームの中に専門医が構成員としてございますので、専門医の方に受診を勧奨したりとかですね、あるいは、その後の認知症については、どうしても進行止めることはできませんので、なるべく進行を抑え、進行を遅らせるようないろいろな取組みをしていくという内容でございます。

○塚原委員　やっぱりそういうのが家族でちょっとおかしいかなっていうのがあった場合は、まずは直接そちらに連絡をさせていただいて受ける。それとも、市役所の方に連絡して受けるっていう、どういうふうな形になっていますか。

○塚本高齢福祉課長　相談の窓口といたしましては、直接、初期集中支援チーム、ただいま申し上げた、地域包括支援センターの方へ御連絡でも結構ですし、一旦、市の高齢福祉課の方に御相談をしていただいて、こういう状況なので、相談窓口とかどのようなサービス等々ございますかということで、御案内差し上げるというようなことでいくつか相談窓口がございます。

○下村委員長　ほかにはありませんか。それでは、この辺で審査は終わりにいたします。執行部の皆さんは、退席いただいて結構です。大変お疲れ様でした。委員の皆さん少しお待ちください。

（執行部退席）

○下村委員長　それでは、賛否を確認いたします。この決算について賛成の方は挙手願います。

（６名全員賛成）

○下村委員長　賛成多数であります。それでは、予算決算委員会文教厚生分科会の審査はこの程度といたします。最後に改めてお伺いいたします。当分科会委員長報告に盛り込むべき事項は皆さんありませんか。

○矢口委員　どういうふうな文言かはちょっとまだうまく言えないのですが、先ほど私が質問させていただいた上大津地区小学校再編計画の部分ですね。ここは何らかの形で盛り込んだほうがいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○下村委員長　これは今矢口委員から御意見がありましたけれど、皆さん、これは大切なことなので、ここで皆さんの御意見を伺っていきたいと思いますので、御意見のある方。

○塚原委員　委員長からもちょっとお話あったように、実際これ３年のなので。確かに２回同じことやらないでねというのはあると思いますが、こちらとしては、逆に言ったらどうしようもないこと。だから、これは委員長報告の中に要望などで入れないほうがいいんじゃないかなと思います。あえて要望となると結構重くなるかと思うので、入れない方が私はいいんじゃないかというふうに思います。実際、これも継続中でしたが、もう１回終わってるので。３年の予算でもあるし、もうそこの時には全然こんなになるとは思ってなかったというのは当然あると思うので、私は入れないほうがいいんじゃないかなと。ただ、矢口委員が言ってくれたことで、十分慎重に今後はやってくれると思います。これでまた何か案を出してきて調査し始めたら、また駄目だよっていうのがどうなのかなっていうふうにちょっと私は思います。

○下村委員長　ほかには御意見ありますか。鈴木委員いかがですか今の。

○鈴木委員　矢口委員の言いたい趣旨っていうのはどういう。

○矢口委員　全体会議の時に一応ここの場で話題というか質問して、執行部に内容をきちんと聞いたというのを何らかの形で残した方がいいんじゃないかなって意味で言ったんですけど。確認をしたとか、一番今回の流れできっと重要な部分ではないかなと思っているので。そういう意味です。

○鈴木委員　質問の意図は分かったのですが、結局これ分科会でやって、また全体会でそれが意見に盛り込まれると、ちょっと違和感があると思うので、委員長報告に対する質問が出ますよね。その時にここでの議論が出たっていう答弁ができればいいんじゃないかと思うんだけど。どうでしょうその辺りで。

○矢口委員　そういうことであれば、私もそれでいいかなと思います。

○塚原委員　どっちかって、こういうことに関しては意見もなかったのかって言われてから、こういうかたちですと。

○鈴木委員　今の議論も含めて委員長は答弁してもいいと思うんですよね。そういう意見もあったけど。入れないほうがいい。

○奥谷委員　昨年のもう既に終わってる話でもあるし、昨年の３月の時点では全くこういうことは想定できなかったことなので。もう既に支出もしているし、その時点では、その計画のままで進むはずの支出だったので、私は入れる必要はないのかなと思います。ただ、ここでこういう議論をしたということに関しては、それはしっかりと質問されれば答えればいいかなというふうに思います。

○下村委員長　そうしますと、皆さんの御意見は、予算決算委員会の委員のほうで、全体会で委員長報告では入れないけれども、質問が各委員から質問があった場合には、こういう審査の中で、話しが出なかったかと。そうした場合にはこういう話合いをしましたと言うことで、話を皆さんにします。そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○下村委員長　ありがとうございます。そのようにいたします。委員長報告はまた別ですから、まずそのようにいたします。ほかに盛り込むべき事項はございませんか。なければ、以上で予算決算委員会文教厚生分科会を終了いたします。